

平成21年塩尻市議会3月定例会

経済建設委員会会議録

○日 時 平成21年3月11日(水) 午前10時00分

○場 所 第一委員会室

○審査事項

議案第9号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第10号 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例

議案第11号 塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例

議案第13号 市道路線の廃止及び認定について

議案第14号 平成21年度塩尻市一般会計予算中 歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費(1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費を除く)、6款農林水産業費、7款商工費(1項商工費4目中心市街地活性化事業費を除く)、8款土木費(4項都市計画費2目公園管理費のうち小坂田公園・北部公園管理事務諸経費を除く)、11款災害復旧費

議案第21号 平成21年度塩尻市簡易水道事業特別会計予算

議案第24号 平成21年度塩尻市水道事業会計予算

議案第25号 平成21年度塩尻市下水道事業会計予算

議案第26号 平成21年度塩尻市農業集落排水事業会計予算

議案第27号 平成21年度塩尻市駐車場事業会計予算

議案第28号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費中合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費、6款農林水産業費、7款商工費(1項商工費4目中心市街地活性化事業費を除く)、8款土木費、11款災害復旧費

議案第32号 平成20年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第34号 平成20年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第3号)

議案第35号 平成20年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第3号)

議会12月第2号 「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書

○出席委員

委員長	五味 東條 君	副委員長	小野 光明 君
委員	牧野 直樹 君	委員	永井 泰仁 君
委員	森川 雄三 君	委員	中村 努 君
委員	太田 茂実 君	委員	白木 俊嗣 君
議長	中野 長勲 君	副議長	塩原 政治 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

議事調査係長 木下 博治 君

午前9時58分 開会

○委員長 皆さんおはようございます。昨日に続きまして、引き続き経済建設委員会の審査を行います。昨日に続きまして、建設関係の土木、道路、河川の質疑を行います。説明を受けましたですね。きのうの続きでございますので。河川までの説明を受けましたので、質疑を行いたいと思います。249ページまでの中での質疑を行いたいと思います。

○中村努委員 243ページ、高速バス停駐車場の関係ですが、以前から市民からいろいろ要望が出ていて、特にみどり湖の駐車場からバス停までの間の照明の関係ですとか、階段の関係ですとかいろいろ要望が出ていてなかなか進まない現状があるのですが、その駐車場からバス停までの安全管理だとか防犯対策というのは、責任者は誰になりますか。

○交通担当課長 みどり湖駐車場から高速バス停までの階段並びに通路の関係ですけれど、照明・防犯関係につきましては、交通係の方で設置をさせていただいて、管理させていただいています。階段につきましては、この冬場の時期になりますと凍結とか雪の関係で、階段の乗り降りの関係で支障を来すということがありますので、こちらの管理につきましてはシルバー人材センターのほうで、降雪状況をみて、早朝並びに昼間の除雪とかの管理をさせていただいておりますので、都市づくり課のほうで管理するという形、市の方で管理するという形です。

○中村努委員 現状では、これから春の行楽シーズン等で高速バスを使われる方が多くて、非常にその間の通路が暗いということを知っていますが、付けたのだけれど、防音壁でその光が遮られてしまって照明の意味をなしていない現状があるかと思うのです。現実には、お年寄りが転倒されたりとか、そういうことが言われているのですけれども、きちんとした照明等の対策は平成21年度の中でやっていただけるのでしょうか。

○交通担当課長 委員さんのおっしゃる下り線のほうのバス停から階段を上って、西側の駐車場のほうの通路に当たる部分の防音壁関係の照明のところという形の要望だと思います。先日、東側の方につきましては消えていた部分がありましたので、至急対処して整備してきました。西側につきましても、平成21年度は少し状況を見て、もし照明等で暗い部分があれば、その辺を少し対処したいと思っております。

○委員長 ほかにありますか。

○白木俊嗣委員 土木全体を見ると、予算がとても減額になってきている。去年も同じようなことを聞いたけれど、そういう中で、箱物をやるから、何をするからと言ってそのしわ寄せをもってこられてという話だったけど。去年まで副市長はそのようなことを言っていましたね。ただ、こうやって見ると、皆さんも道路を見て歩いていると、御承

知のとおり相当道路が傷んでいます。にも関わらず、予算的にはだいぶ減額になってきているわけです。この間、和の会の中原さんも議案質疑したけれど、ああいう中で舗装改良費がその前の新設改良の中に入っているとかなんとか言って、部長は答弁してくれたけれど、全体を見ると予算は落ちている。どうしてこうやって道路整備などで予算を落とすわけですか。これは部長に力がないということですか。

○副市長 それぞれ御指摘のとおりです。別に部長の力でどうこうできる問題ではないとは思いますが、そのようなことは先輩議員でありますので、御理解いただいているものと思います。全体の調整の中で必要なところへ必要な公費を充てていくということでご理解いただきたいと思います。

○白木俊嗣委員 副市長はそう言うけれど、副市長だって委員会に出れば、委員会の空気だってわかると思う。やはり道路財源は、今、冗談で部長に力がないかなんて言ったけれど、やはり一番生活に密着した道路だから、これについては予算を削るようなことは、私はすべきじゃないと思う。現に、道路整備や何だかできていけばいい。まだ側溝にしても、道路の舗装改修にしても、相当傷んでいます、道路などは。やはりこの辺は、きちんと予算を盛るべきだと思うし、それで、少し思うのは、この中で思ったのは、道路新設改良と舗装改良と新設と改良と、目でこういう項目が出ているのに、なぜ一緒にするようにもっていくのか。これも財務規則で決まっています。目を出す方法や何かについても。突然これそちらのほうへ一括、一緒にするのだったら、款・項・目など関係ないではないですか。と思いませんか。これは、実際、財務規則の中で款・項・目・節の出し方というものは決まっています。それが、ある日突然、目が吸収されたりとか、私はそういう予算の盛り方というものはおかしいと思うのだけれど。おかしくないですか。

○副市長 道路新設改良とか道路維持改良とか紛らわしい部分もありますので、その辺はよりわかりやすいような予算を立てるといのが趣旨でございますので、当然自治法のほうに決まっている予算の立て方等、項目が決まっている部分はございますけれども、それに反しないような工夫はしてあるつもりです。

○白木俊嗣委員 では、もう1回聞くけれど、道路新設と舗装改良とは一緒のものですか。項目を見ても、少し違うような気がする。どんなものですか。

○建設事業部長 その部分につきまして、きのう課長のほうから予算説明の中でも御説明申し上げましたけれども、状況と申しますか、現状、工事の内容等の部分につきましては、単純にそういった形の部分に仕分けができるような状況ではなくて、最近の状況の部分中ではいろいろな要素の部分が入っている。それを、そういう名目で単純に仕分けができるという状況的な部分がないものですから、トータルの部分の中では、今、副市長が申し上げたとおりの部分の中で、現実、道路の改良の中で新設に該当するものもあれば、幅員等に該当する部分もある。そういう状況の中で、工事の内容等も見ながら、そういった同じ目の中での処理と、そういう形にさせてもらいたい、そんな状況を作りましたので、ぜひその辺は御理解をいただきたいと思います。

○白木俊嗣委員 私はちょっと理解できないけれど。その中で、5カ年計画で舗装改良などをやってきたと言いましたね。昨年で終わったと思うけれど、でも、この5カ年計画も、現状を見れば、まだ続けてやっていくべきものだと思う。だから、その辺のところは、もう一度中で議論していただいて、現状に合ったような対応を、私はしてほしいと思うので、ぜひ検討してください。

○太田茂実委員 各種負担金が道路関係入っていますが、特に、松本糸魚川それから、筑摩野幹線、それから19号の拡幅関係、この状況だけ少しざっと教えてください。負担金を出してある団体に対する状況を。

○都市づくり課長 松本糸魚川、この団体の状況、これでございますが。

失礼しました。松本糸魚川連絡道路促進期成同盟会、これは会長は松本市長でございます。市町村は松本市、大町市、塩尻市、糸魚川等々15市町村で構成をしております。

○太田茂実委員 いやいや、そういう意味ではなくて、団体が要するに促進を論じているわけだから、それに対する負担金を払っているわけだから、道路に係る計画状況は怎么样了なのか。団体構成を聞いているわけではない。

○都市づくり課長 失礼いたしました。松糸の状況でございますが、昨年、豊科北のインターへの接続ということで、県からルート発表された。これについては全協のほうにも御報告をさせていただいておりますが、その後、県からルート案について示して地元の意見を求めて、地元関係市町村としては現況の県が示したルート案についておおむね理解が得られたということの中で、その後の会議の中で、県からの説明の中で、ルート案については最終的な確定を県のほうに早くするという要望と、それに基づく事業の推進をしていくということについて要望を県との話し合いの中でさせていただいているという現在の現状でございます。ただ、最終的にまだルート案の最終決定までは至っていないという現在の状況でございます。

それからもう一つ、19号の拡幅の件でございますけれども、国道19号でございますね。これにつきましては、現在北拡幅ということで事業が推進して、法祥苑までの間ということで、平成21年度中の事業完了ということの中で、国と協力する中で事業の推進をしておりますが、現在の所、あと1人の方の地権者合意が得られていないというような状況で、それについても国と協力する中で交渉をしているということで、平成21年度中の工事完了を目指してまいりたいということで、現事業認可区域の状況についてはそのような状況でございます。

その以降の件につきましては、引き続き、現道南へ広丘法祥苑から南の改良について国のほうへ要望をさせていただいております。具体的には、例えば地元地区の皆さんと、例えば一番事故の発生が多い丸里巾の交差点の現地診断を国の関係者、警察、公安、地元の皆さん等で現地診断をする中で、状況等を国へお話をする中で事業の推進について再度お願いをするというような、そういうような場を持ちながら、今、進めてきているという現状でございます。以上でございます。

○太田茂実委員 19号のことは皆さん御存じのとおりですけども、事業化をされなければ、いつまで要望をしても手が着かないと思うのです。その辺をどう力をいれてやっていくのか、ましてや市が負担金を一番払っていただいて、そして結束を固めて、今やっているわけだけれど、その見通しというのはどうなのですか。毎年、総会はやって、来賓も来てもらっているわけだけれども、なかなか会員の方々も口をつぐんだきり、多くを語らないのだけれど。

○建設事業部長 御心配いただいている部分のとおりでございますが、財源的な部分のところは御存じのとおり一般財源化という部分の中で、道路関係への財源確保が非常に厳しい状況でもあります。それで、このような時期だからこそ、余計こういった同盟会等を利用して地元の意見を強く要望、要請をしていきたい。そのためにもこういった同盟会等を皆さんで盛り上げていただかなければいけないのかなど。そのような時期でもあります。そういうことで、継続的と言いますか、もっと集中をした中での要望等の行動にもつなげていかなければいけないというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○太田茂実委員 ぜひ、そういうことで地権者の意向というものは、現状どうなのか。その辺をよく把握しながら進めなければいけないと思うし、それと、看板がもう、原新田の陸橋の下に看板があるようだが、あそこはもう進んでいるから外してもらって、看板はいらないから。今、工事をしているところに看板を置いてもあまり意味はないこと

だから、少し南へ持って行って立て替えたりしてもらったほうがいいというふうに、私は感じましたので。

それから、もう1つ、いいですか、違う問題で。新設改良の中で、吉田原通線の踏切について調査が入ってくるということですが、具体的にはどのような状況でしょうか。

○整備係長 JRのほうと踏切の配置計画、また道路の詳細設計、また併せて家屋の調査に入る予定でいます。

○太田茂実委員 地権者みんなで、血のような3,000万円を出してあるわけだから、ぜひ、こぼさないようにお願いします。

○森川雄三委員 先ほど白木委員さんがおっしゃった道路維持の関係ですけれど、今年は前倒というようなことで補正でいただいているのですけれども、年々本当に下がってきているのですね、減額されてきている。どこの区でも区長さん要望というものを出している中では、そういった本当に地域の身の回りの割れた側溝だとか、舗装だとか、道路改修的なものが、いちばんやはり市民要望の多い場面だと思うのです。ぜひこれは、減額ではなくて逆にふやしていくくらいの思いでぜひ予算編成をしてほしいなど。これは白木さんもおっしゃったから要望にしておきますけれど、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、先ほどの高速バスの関係なのですけれど、どこでお聞きするか、この場くらいしかないかと思うので、お聞きするわけだけれど。前にも質問させていただいた高速バスの関係ですが、木曽の。これがなかなか市内にバス停ができない。アルピコバスの権利というのか、なんだか知らないですけれども。事業協定なのかどうか分からないですけれど。その辺がどうしても私などは、少し納得がいかない。自分たちの権利を主張して、市民の利益を損なって良いものかという場面を考えていたら、これはやはり強く要望してほしいとも思いますし、以前の答弁で、松電バスが塩尻市内へ入って、塩尻の高速から東京へ向かうくらいの、いわゆる起点というようなものも考えていただくべきじゃないかと。これは市民にとってもかなり利益だと思いますし、都会から市内へ乗り入れる交通手段が、いわゆるJRばかりでなくて、高速を使ってバスで入ると。この辺も含めて広く行政として考えるべきじゃないかと思うのですけど、その後の経過というものはいかがですか。

○建設事業部長 おそらく、おっしゃるのは木曽福島の方から来る高速バスの。

○森川雄三委員 含めてです。以前の答弁のときに、松電が松本から高速を使って行っているでしょう。それを塩尻まで来ておいて、塩尻から走ってもらってもいいのではないかと。松本から高速へ入っても良いですけれど。その辺も交渉したらいかがかという、そういうお話ししたのですけれど、あわせてということですね。

○交通担当課長 松電の松本バスターミナルから、今、現行は確か、松本インターで乗って高速を使っての利用という形になるのですけども、その間に神林の駐車場とか、インターの駐車場、野村の駐車場、みどり湖の駐車場という形のパークアンドライドの駐車場を利用した形で利用している状況でございます。それは国道19号を利用した形で塩尻駅、まあ広丘、塩尻駅を通して、塩尻インターからという形にできないかということだと思われるわけなのですが、なかなか現状の段階で国道19号の交通渋滞の中のところを通ってくる部分というのも時刻的な関係もございまして、今の利用者の広範囲な利用を含めたパークアンドライド、駐車場を設けた形で利用していますので、少し現状の段階ではなかなか難しい面はあるのではないかとというふうに考えております。

それから、木曽福島の方から奈良井を来て国道のほうを通って塩尻インターから乗っていく高速バスですか、もありますけど、こちらのほうも、どこか高速バス停という話もお聞きはしているのですけれども、これについてはもう一度、関係機関のほうへ要望という形の中で、要望という形で上げていくような形でいかがでしょうか。お願いします。

す。

○**森川雄三委員** 要するに、縄張りというか、そういう中で協定なのかどうか知らないですけど、松本から19号はだめだというのであれば、これはせっかく御岳バスや、名鉄がやっているバスが、ただ走っているのですから。植川を過ぎたらどこへも停まらないで、そこの高速から乗っていくわけだが、もったいないではないですか。2つくらい作らせてもらいましょう。それこそ、これは市民にとってはものすごい利益ある交通機関だと私は思うけれど。ここは行政として強かに訴えるべきだと思いますし、ぜひそれをやっていただきたいと思います。これは要望にしておいて良いですけど。決意をもって。

○**建設事業部長** 御要望の部分につきましては、継続的に、特に私どものほうとすれば、松本電鉄には強く要請はしております。そういう部分の中で、国道を、松本から国道を来てという部分でなければ、塩尻で始発のバスを出してもいいではないか。そういう話も実はしておりますが、先ほど言った交通渋滞、あるいは採算等の部分の中で非常に厳しい状況にはありますが、引き続き、関係の部分の所には強く要請をしまいたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○**森川雄三委員** もう1回いいですか。余談だが、9人乗ったら十分採算が取れるという話です。現にやっているのだから、御岳でも、名鉄でも。たまに見ればがらで、1台2台ではない、まだやっているのかと言うぐらいです。それでもやっているのだから。これは松電へ行って、それこそ塩尻駅から出してくれと言っても、私はいいと思いますよ。ぜひ、お願いします。よろしく。

○**白木俊嗣委員** もう1ついいですか。直接は関係ないけれど、郷原の工業団地の県道の改修はどうなっていますか。

○**都市づくり課長** 変電所から北の部分については、県のほうでこの2月、3月でしたか、早期発注ということで、経済対策で。工事のほう、用地買収の終わっている部分の100メートル強、工事を着工、現在しております。それからあと南の部分、これについては、先日、工事説明会の折においても、地元のほうで早く用地買収を進めて幅幅をしてほしいということで、県の担当者が来たところで話をさせていただいてございます。引き続き県単事業でございますけれども、南側についても早期用地買収に着手してもらえるように、私たちも強く要望しているところでありますので、工業団地の関係とも一部、若干関係はしておりますけれども、少しでも早く整備を進めてもらいたいということで、要望を続けてまいりたいという考えでございます。

○**白木俊嗣委員** では、この500万円の負担金というのは、それに該当するわけですか。

○**都市づくり課長** 500万円の負担金の内容については、まだこれは実際には一応目出しという形の中で、これから、経済対策とかいろいろの中で県単事業なり補助事業なりが、これから事業費が確定してまいります。ですから、あくまでも今回は、最終的にはその年度の決算を見る中で、県のほうから請求がまいりますので、一部想定をしておりますけれども、最終的な額については県の事業の最終的決算で、また補正対応等も場合によっては事業がたくさんあれば、お願いしなければならない案件であろうというように思っております。

○**白木俊嗣委員** かなり前に質問したことがあるけれど、塩尻の県道の改修工事というのは、県内の中で一番遅れている。私がああとき質問した時点で38%しかなかった、塩尻の場合は、それから若干は改修工事などもしていくらか率は上がったかもしれないけれど。一時、ちょうど池田さんが副知事のとときに、たまたま話に行って、片丘の県道を隧道をくぐって上へあがっていきますね。あれを田川沿いに県道をあげてくれないかという話をしたときに、あの際に、正直言って、1,000万円の調査費を付けてくれたわけですが、県で。だけれど、結局、地元の対応が悪くて

その調査費も結局使わないで終わってしまったのです。現にその道路を利用していると、やはり県道の整備というのは大事だと思うわけです。片丘のあれにしても、いちいち隧道をくぐらないで田川沿いにあげていけば、そうすれば、ちょうど今の片丘の中挟のあれにくつつくわけです。やはりそういうところも、もっと強力に進めてほしいと思うわけです。ぜひそのときは、正直言って、池田さんは2,000万円予算をつけてくれたのです。だけれど地元の対応が悪くて、こっちが賛成ならこっちが反対だというようなことでうまくいかなかったけれど。やはり県もやろうという気持ちは持っているから、ぜひその辺のところは積極的にやってほしいと思う。

○中村努委員 今の関連なのでですけど、先日の地元説明会の内容を少しお聞きしたいのですが。もしそのとき説明用に出された絵が出せるようでしたら、ぜひ出していただきたいと思うのですが、出せますか。

○管理係長 その説明は、私、一緒に行っておりまして、図面のほうは当日大きい図面だけで、こちらには降りてきておりませんので、図面はございません。とりあえず、工期と、あと工事範囲について説明がありました。工事範囲につきましては、ただいま整備が終わっております歯科大の南側から、さらに変電所側に向かいまして東側のほうを重点的に用地の買収策を予定していると。手前の、その反対側の今の酒屋さんの部分、それからその一筆北側の土地、ここにつきましては、まだ土地の買収が終わっておりませんので、基本的にはすりつけの部分で対処するという形になっております。今、あそこの道の部分についてですが、変電所側、東側の部分ですね、ちょうど道路がふくらんだ形になっております。変電所側、北側に向かっていきますと、少し視野が狭い、細くなっている箇所になるんですけど、そこの出っ張ってる部分は削られて、だいたいまっすぐに見通しが広くなるという形になります。ですので、道路の幅員としてはおおむね7メートルくらい幅員になりますので、現幅員よりも2メートル少しくらい幅員する、という形になるということです。あと、その酒屋さんのあるあたりでちょうどすりつけになってきますので、道路としてはちょうど変電所を出た先の所で少しラッパ型にふくらんでくるという形で、一応、工期としましては、だいたい7月から8月あたりまでを見込んでおります。

○牧野直樹委員 どこの話ですか。

○中村努委員 郷原街道の変電所の話。変電所のところ。

○牧野直樹委員 そういう説明会があったのか。

○中村努委員 地区でね。

○牧野直樹委員 私はそういうことはわからないから。

○委員長 すみません、個人的なことはやめてください。質問ですか。

○牧野直樹委員 はい。今の説明は、中村委員が、私どもは分からない。いきなり答弁があって、どこのお話をしているのかということなのだけ。だから、どの路線とか言ってもらわないと分からない、聞いていても。

○中村努委員 247ページの先ほどの白木委員の言われた県単道路事業等負担金の500万円。これが郷原街道の歯科大の交差点から、南側、この部分の目出しだという説明があったのですよ。それについての地元説明会が、この間あったと。その内容を今お聞きしているのだけれど。

○牧野直樹委員 そういうふうには言ってもらわないと分からない。いきなり説明会と言っても、なんの説明会かわからない。向こうはわかっているけど私はわからない。

○中村努委員 それで、その地元説明会のときに、用地交渉の件について、県の説明ではなかなか用地交渉が進まずに、計画通りの遂行ができないという説明に対して、その該当者から別に反対しているわけではないし、交渉に来た

こともない。そのような反論があったようなのですが、実際の交渉状況というのは、本当のところどうなのですか。

○**管理係長** その後の工事説明のとき、用地の担当者が、3月、先週ですか、説明会があったのは。用地の担当は直接来ていなかったということで、工事の担当者のほうの説明に少し言葉の言い方が足りなかったので、御心証を悪くされてしまった地権者の方がいらっしゃったのですけれど。実際の所、まだこれから物件調査に入るということで話は進んでいることのようにです。確かに、まだお話も来ていないのに、買えないという話はないではないか、という話を確かに地権者の方がおっしゃられまして、それについては県のほうでも、まだちょっと段取りが整わずに申し訳ないという言葉として、言い回しが少し足りなかったということで聞いておりますけれども。ですので、今後、物件調査に入って、それから用地の単価、それから物件の補償単価等について、今後お示しをしながら、交渉をしていく形になる、というふうに私のほうでは理解しております。

○**中村努委員** つまらないところでつまずいて、事業が進まないことがあってはいけないので、市の皆さんに言っても仕方がないですけども、順調に進むようにぜひお願いしたいと思います。

○**委員長** それではここで、建設事業部の説明を次に求めたいと思いますので、都市計画費、住宅費、災害復旧費、この説明を求めまして、もしも今までのところで質問がある方は、全体的なこの予算、建設事業部関係の予算で質問をお願いしたいと思います。建設事業部関係の予算は、きのう区切ってやったものですから、あとの都市計画から住宅から災害復旧費のご説明を求めたいと思いますので、お願いします。

○**都市づくり課長** 予算書の250、251ページから御説明をさせていただきたいと思います。1目の都市計画総務費でございますが、説明欄の丸の3つ目、都市計画総務事務諸経費422万9,000円。これについてでございますが、この中のポツの5番目印刷製本費266万3,000円、これにつきましては、通常の印刷製本費にあと平成19年、20年度に策定作業をしておりました都市計画マスタープラン、それから緑の基本計画、これが本年度完了になるということで、これの印刷製本費を約250万円含めてということの266万3,000円をお願いするものでございます。

それから3つ下の都市計画基礎調査業務委託料100万円でございますが、これにつきましては、県のほうで定期線引き見直し、それから県の都市計画区域のマスタープラン、これが平成22年度に目標期限を過ぎるということで、22年度の夏までに計画変更をしたいということでございまして、これは定期見直しということで、これに伴います関係資料の作成等が必要となるということを想定しておりまして、これについて100万円をお願いをしたいというものでございます。

その下の都市計画総務事務負担金でございますが、これにつきましては都市計画に係る促進協議会、または協会等への8団体への負担金が主なものでございますが、その中で一番下の松本都市圏総合都市交通体系調査負担金211万4,000円。これにつきましては、平成20年度から平成22年度にかけて、県が松本周辺広域11市町村を対象としておりますが、それのおおむね10年に一度策定をするということで行われるものでございますが、これについて平成20年度の調査結果を踏まえながら、平成21年度、その分析と将来交通量等の想定を予測等を行っていく解析ですね、これを実施して、平成21年度には交通マスタープランを作っていくと、広域的な。これは国の補助事業を受けて、県が実施しているものでございます。これの事業費の3分の1を国が、3分の1を県が、残りの3分の1が関係市町村、11市町村で人口割で負担をするということで決まっております、その分の金額をお願いするものでございます。来年度については、約4,200万円を総事業費として県のほうでは予算を検討しているとい

うことであります。

それから、都市緑化推進事業でございますが、これは通年お願いをしているものでございますが、開発緑地等の整備。これに1カ所を予定しておりまして、58万円。それから記念樹等の苗木代、それから公共緑化木の配布等の費用ということで200万円をお願いするものでございます。

○建設課長 次のページの公園管理費中、右側の説明欄の街区公園等管理事務諸経費につきまして説明させていただきます。この経費ですけれども、市街化区域の中の街区公園47カ所、それから近隣公園1カ所があります。それが都市公園です。そのほかの公共緑地を含めた中での維持管理でございます。臨時職員の賃金ですけれども、これは公園パトロール員が主なものでございます。

その下の公園管理委託料ですけれども、シルバー人材センターへ除草作業等を委託するほか、遊具の保守点検、それからトイレ、それから長者原公園のトイレ等の管理委託の経費でございます。

その下の下に公園の高木せん定等委託料。これは、平成21年度に新規に計上させていただきました。公園の木が大きくなりまして、シルバー人材センターではもう受けていただけなくなってまいりまして、この関係がふえてきております。

下から2番目の街区公園の整備工事。これは遊具の補修等を予定しております。以上が公園管理費の所です。

○広丘駅整備推進室長 それでは255ページ、それから説明資料51ページを御覧いただきたいと思います。それでは、まず51ページの説明資料の一番下の枠組みの欄を御覧いただきたいと思います。広丘駅整備事業につきましては、平成16年から22年度、平成22年と上には書いてありますが、これは西口のことでございまして、平成21年度は先の一般質問の永井委員の時にもお話したように残る物件と西口の広場。

それから平成22年度に2,500万円とございますが、これは自転車置き場の上屋の建物でございます。それから野村通線分。これは東口の交通広場のことでございまして、平成21年度は工事費が2,700万円、それで完了ということで、平成21年度をもって一応、補助事業としての事業は完了する予定でございます。

それでは、255ページをお願いしたいと思います。総額2億3,817万8,000円でございますが、このうちの上からずっといって、測量設計調査委託料がございまして、80万円。これはJRの用地の確定と、残る物件1件の測量費でございます。

それから広場整備工事が2つとんでございます。西口については経済対策で発注してありますので、残りの工事約1億300万円、それから東口の最後の道路の舗装関係が主になろうかと思っております。これが2,700万円あって、1億3,060万円ということになります。

それから、用地取得費でございます。西口広場で若干自転車置き場がつぶれるということございまして、その用地250平方メートルを、JRの用地、前にJRが貸し付けというか、月極で貸していた土地がございまして。自転車置き場と線路との間で、今、死に地になっているところでございますけれども、そこを250平方メートル、JRから買収をするということで、ぜひJRと契約していきたい。残り1件、31.92平方メートルが残りの面積でございます。

その下に電線類地中化工事負担金。広丘駅前通線は県の工事により電線地中化でやっております。駅広に入る西側の、西側というか南側のところが一部手つかずになっておりまして、これは地元商工会の建議、また地元要望としても電線地中化でやってほしいということでございまして、電線地中化という工事の中で24メートルをNTTのほ

うに委託して、負担金として払って電線地中化をしてもらう。

支障物件移転補助費は最後に残った大物の人の用地費と物件、それから中に喫茶店がございまして、その営業補償が7,600万円という計上になっております。以上でございます。

○建設課長 それでは次のページ、まちづくり交付金事業の塩尻駅周辺地区、駅広地区でございます。説明資料の48ページをあわせて御覧いただきたいと思っております。市長の総括説明にありましたように、高校北通線の跨線橋の工事ということでありましたけれども、平成21年度の工事で都市計画道路の高校北通線の線引き区域全てが完了いたします。

その所に、街区公園整備とありますけれども、等になっていきますけれども。高校北通線のJRの跨線橋下の道側の所が、大門北公園といって街区公園が下にありまして、その辺の修復等と環境整備を行ってまいりたいということでありませう。

それから広丘西通線ですけれども、引き続き用地取得に取り組んでまいります。ほかの路線につきましても、これは平成23年までの予定でございますけれども、継続して取り組んでまいります。

次に、その下の駅施設維持費でございますけれども、塩尻駅と広丘駅におきまして、駅の中に市が設置し管理する部分の維持費でございます。いくつか経費がありますけれども、塩尻駅に係るものは今までどおりエレベーターの維持管理の関係だけでございます。あと、広丘駅でございますけれども、広丘駅はエレベータープラス自由通路と、下にトイレがあります。その辺の維持管理費が結構かかっております。消耗品、これはトイレットペーパーでございます。あと、上下水道使用料、電話料。次のページに消防設備点検委託料、警備委託料とか。国の事業ということで600メートル移転したときの塩尻駅舎と、それから請願の橋上駅舎といえ、これだけの自治体負担の差が出てきています。土木費の関係はここまでです。

○建築住宅課長 259ページ、6目の建築指導費をお願いいたします。建築確認等事務諸経費でございます。これにつきましては、建築確認に係る諸経費でございます、主なものでございますけれども、上から2番目の黒ポツですけれども、この消耗品につきましては、建築確認の法規集の加除が主なものでございまして、その他事務消耗でございます。

それから2番目の丸の耐震対策等事業でございます。上から3番目の黒ポツでございますけれども、耐震診断業務委託料。これにつきましては、建築士事務所協会へ委託をしまして、簡易診断、精密診断を行うものでございます。説明資料では49ページをお願いしたいと思います。

それから4番目の黒ポツでございますけれども、耐震補強事業補助金。これにつきましては、14棟分を予定しております、補助対象額が1戸あたり120万円ということで、120万円のうち2分の1は施主でございまして、あと4分の1ずつ県と市のほうで見るというものでございます。

それから1番下の黒ポツ、アスベスト含有調査補助金。これにつきましては、平成21年度、新規に盛ったものでございまして、これは民間の施設でアスベストの含有調査をする場合、国の補助率が10分の10ということでございまして、来年度3件を盛っております。限度額は1棟あたり25万円ということでございます。

○都市づくり課長 その下の下水道事業会計繰出金。これは前年度と同額、一般会計から9億5,000万円、特別会計の方へ繰り出しを行うというものでございます。

○建築住宅課長 それでは260、261ページをお願いいたします。款、土木費のうち、1目市営住宅管理費でござ

ざいます。260ページの上から2番目の市営住宅管理事務諸経費でございます。これにつきましては、市営住宅、また定住促進住宅、特定公共賃貸住宅、あわせまして16団地479戸の管理事務諸経費でございます。上から5番目の、印刷製本費でございます。これにつきましては、家賃納付書等の印刷が主なものでございます。

上から3つ目の市営住宅管理維持補修費でございます。これにつきましては上から4番目の黒ポツでございますけれども、営繕修繕料につきましては、16団地479戸に係る営繕修繕ということでございます。その2つ下がりました、消防施設点検委託料。これにつきましては、吉田団地5棟90戸の火災報知器の点検設備の委託料でございます。その下の環境整備委託料でございます。これにつきましては、牧野団地の草刈りでございまして、約7,600平方メートルの草刈りでございます。それから2つ下りまして、市営住宅補修工事。これは予算説明資料のほうの49ページにございますけれども、西条団地のサッシ化工事、また火災報知器設置、生活援助器具、手すり設置工事ですけれども、そのような工事、あと西条団地の屋根の改修工事等でございます。

一番下の丸でございます。市営住宅管理事務負担金でございます。最初の黒ポツでございますけれども、雑排水処理施設管理負担金。これにつきましては、君石団地と渋沢団地で雑排水を共同処理しておりましたけれども、平成21年度から県営君石団地のほうの流入がゼロということで、君石団地のほうが、もう古い建物は使わないということで、全部新しい建物になりましたので下水道施設ということで、雑排水には入らないということでございまして、渋沢団地はまだ古い建物でございますので、市と渋沢団地でこの雑排水の処理施設を管理していくということでございまして、市のほうで管理費の足りない分を負担するというものでございます。これが161万3,000円でございます。

続きまして、262、263ページをお願いいたします。263ページの市営住宅環境改善事業でございます。下水道受益者負担金。これにつきましては、西条団地の水洗化に伴う受益者負担金で、これは平成20年度、本年度工事を行いました38戸分の受益者負担金でございます。

2目の市営住宅建設費でございます。市営住宅建設推進事業でございますけれども、上から5番目の黒ポツでございます。設計監理委託料、これにつきましては、第5期工事。最後の工事になりますけれども、第5期工事の1棟6戸、それと集会所1棟、それと3棟8戸の解体工事、それと道路築造の工事監理を委託するものでございます。それから2つ下がりました、市営住宅建設工事でございます。これにつきましては、第5期工事、E棟の建設工事ということで、2DK6戸の建設でございます。その他に集会所、約70平方メートル、道路築造、旧住宅の解体も含まれております。その下の備品購入費でございますけれども、これにつきましては、集会所の備品ということで、調理台、あるいは座机等でございます。一番下の下水道受益者負担金でございます。これは床尾団地の下水道の受益者負担金でございます。平成18年度から平成22年度までの5年間の分割払いをしているものでございまして、来年度は178万9,000円ということになっております。以上でございます。

○建設課長 歳出の後ろのほう、334、335ページをお開きいただきたいと思います。災害復旧費の土木施設災害復旧費でございます。市単土木施設災害復旧費でございますけれども、御覧のとおり少額でございますけれども、不測の事態に備えた最小限の予算額で計上してまいりたいと思います。以上です。

○委員長 ここで、少し休憩いたします。10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

○委員長 休憩を解いて再開いたします。審議を行います。委員より質問ありますか。

○森川雄三委員 いいですか。先ほどの耐震診断の関係ですが、先ほどの課長の説明で、何ページでしたか、259ページの補強工事、14件で840万円でしょう。説明で1戸120万円で、自己負担が2分の1の60万円でしょう。県・市が4分の1と言えば、30万円でもいいのではないですか。そうすると840万円もいらんではないですか。これ、どういうことですか。

○委員長 答弁を求めます。

○建築住宅課長 120万円が補助対象額ということで、60万円余は、施主が60万円で、あと、県と市で60万円持つわけです。県と市で持つものですから、14棟の60万円ということで840万円ということです。

○森川雄三委員 県が入ってるわけですか、歳入へ。

○建築住宅課長 歳入で県のほうからその半分もらうと、こういうことです。

○森川雄三委員 わかりました、了解。

○委員長 ほかにありますか。

○白木俊嗣委員 聞いて悪いけれど、この住宅費の関係だけれど、こうして見ると、毎年1,000万円からの金がかかってる。その割に収入が少ないと思う、収支をとった場合に。とったことありますか。収支をとると、どうなるか。その中で、要するに人口に対して市営住宅をどのくらい持たなければいけないという率があったと思う。それがもしわかったら、教えてほしいけれど。

○建築住宅課長 収支ということですが、だいたい市営住宅というのは、公営住宅法に基づいて所得の低い方という区分ですから、高い家賃はかけてないような状態で、収納率が40%少くらの感じになっていまして。

済みません、260ページを見ていただきたいと思いますが、国のほうから住宅管理費のほうで346万円の国庫補助がありまして、それから使用料のほうで充当しておりますので、一般財源のほうからは出ていないということです。

○白木俊嗣委員 この数字を見れば、その説明はわかる。ただ、市営住宅全体の中で、使用料だって、これが全部ではないでしょう。収入がこんなにあるわけですか。

○建築住宅課長 市営住宅の、公営住宅の使用料については、平成21年度、4,668万円を見込んでおります。

○白木俊嗣委員 公営住宅法でいうと、低所得者のために市町村がどのくらい持たなければいけないかという率もあると思う。ただ、言いたいのは、その中で、県営住宅が整備が非常に遅れてきてしまっている。県も、その割合で、どれくらい持たなければいけないということがあるのだけれど、県は、市町村におんぶに抱っこのようなことをしていて、そういう中で、市が、なぜ、それほど負の部分を負わなくては行けないのかという話だと思う。これを見ると、最後4,600万円で、300万円ばかり、数字の上では、プラスになっているように見えるけれど。実際に、プラスかどうか知らないけれど、プラスのわけですね、出ている所を見れば。その中で、やはり、建てて償却までと言え、収支をとった時にどのくらいマイナスが出るかということ、私は心配しているわけです。公営住宅法の関係もあるので理解はするが、その中で、県が、君石にしても、建った後、それ以上建設しようとならないではないですか。そういうものに矛盾を感じるので、今、聞いたのだけれど。

○建設事業部長 公営住宅法の部分からいきますと、低所得者向けに地方公共団体は住宅を利用しなさいと。今、現

在の実質の状況からいきますと、所得層の下から4分の1くらい、これをひとつの目安に。所得層で見てゼロから含めて下から4分の1くらいの所得層をひとつの目安に下さいよというのが、これは数字で示されているわけではございませんのであれなのですが、そういった大枠の部分からいきますと、塩尻市の人口からみますと、約1,000戸くらい公営住宅が必要になるかなというのは、概算である程度出てくるものではありません。そういう中で、一番戸数的に確保されてあった部分が、県営住宅と市営住宅を合わせまして700余の公営住宅は一時期ございましたが、老朽あるいは建て替え等の部分の中で、現在500戸少しくらい、県営住宅も合わせましてそのような状況にはなっております。

県のほうの方針の部分の中では、直接住民になっている市町村で整備、管理をしてくれというような、そういう方向の部分は今、出されておまして、県で整備したものについては市町村に管理移管をしてくる。それが今の周りの部分です。そういった趣旨の部分の中で、県営住宅も新規に建設をしていくというのは、今、相当鈍ってきてしまっているというのは、現実の部分ではございますが、特に、塩尻市内の分について、君石団地につきましては、全体計画、4棟での計画がございますので、現在2棟で止まってしまっている。これに関しましては、継続をして君石団地の全体計画を完了させてほしいとこういうことは、強く要望をしてくるところではあります。平成21年度の中では建設に向けての予算というものもむずかしい部分もあるのかなというのはみられますけれども、一応状況とすればそういう状況ですのでお願いします。

○白木俊嗣委員 そうやって苦労しているのだから、1,000戸といえば、県でも半分くらい持ってもいいと思う。そういう中で、みんな市へおんぶだから、やはりその辺は、県に強く要望していかなければ。君石も、本当は、2棟造っただけで、もうやる意志がない、そのようなことを言うては悪いけれど。その辺の所を強く突き上げてほしいと思います、私は。

○永井泰仁委員 今回の予算をみますと、西条の団地がだいぶ、屋根から窓のサッシ化までということですが、これは、相当修理費もかかっていますが、築何年くらいになっていますか。

○建設事業部長 西条団地は昭和40年代に建設したものでございますので、約35年から40年くらいの経過になってきております。市営住宅の再生マスタープラン等の部分の中で、西条団地、それから牧野団地につきましては、修繕、大規模な修繕をかけて、15年なり相当の延命措置を取っていかうと、そういう部分の中で、牧野団地、それから西条団地について、経費をかけてきているという状況でございますので、お願いいたします。

○永井泰仁委員 この西条団地は、最近の耐震の検査とかそういうものはやっていますか。

○建築住宅課長 市営住宅の耐震につきましては、県営住宅に準じて造っているというようなことで、まだ耐震診断というものはやっておりませんが、県営住宅のほうで耐震診断をやってOKということになれば、市営住宅のほうも大丈夫ではないかというような意識ではおりますけれども、いずれにしても最終的には、また、耐震診断ということを考えていかなければならないと思っております。

○永井泰仁委員 当時の計画した時点と、最近の耐震性ということがかなり叫ばれてくる時代に、若干その見方が変わってきていて、今、屋根から壁のサッシ化から変えていけば、早く言えば、昭和40年代と言えば、そうは耐震性もあまりいい状態では多分ないと思う。そういった中で、結果的に計画はそうなのだけれども、近い将来を考えると、少し二重投資みたいな形になるような気もするのだけれども、その辺は、計画に載っているから一応機械的に進めているのか、あるいは今回のような耐震ということがだいぶ叫ばれてきて、計画はそうであっても、見直しをかけて少

し検討し直したほうが良いのではないかと思います。感じとすれば、どうも結果的には二重投資になっていってしまうような気がするのだけれど、再度その辺のお考えをお伺いしたいです。

○**建築住宅課長** 既存の市営住宅については長期総合計画で見えていまして、現状維持、建て替えではなくて、修繕しながら維持していくというのは、西条団地、あるいは牧野団地ですか、そのあたりは維持をするということでプランのほうには載っております。

○**建設事業部長** 今の課長の説明に少し補足をさせていただきます。西条団地それから牧野団地、この部分につきましては、県の標準設計をそのまま利用しております。県のほうも、県営住宅についての耐震診断等、今、徐々に実施をしているところがございますが、塩尻で採用した部分につきましては、平屋建てという部分もございます、おおむね耐震性もクリアできるのではないかと、そういう見通しの部分もございますので、まだ実際に診断をしてみないと、地盤状況等の部分もあって、はっきりしたことは言えないのですが、おおむねいけるのではないかとという想定の部分の中で、改修をして延命をしていきたい。そういう考えでおりますので、よろしくをお願いします。

○**永井泰仁委員** 言わんとすることはよくわかりますが、これでも早い段階に1つくらいはテストケースで、やはり耐震も本当のところはどうなのか、また早い機会にやってみて、その辺の判断で、計画にあっても、また勇気あるチャレンジをすることも大事だと思うものですから。要望ですけれども、できるだけ早く耐震のほうもやってみて判断する必要がでてくるのではないかと、このように思っておりますけれど、よろしくをお願いします。

○**中村努委員** 住宅関連で聞きますけれど、以前、なかなか市営住宅が空かなくて待っている方が多くて、民間の借り上げはどうかという提案をさせてもらったことがあるのですが、確か、その時には、どうしても公営住宅法に引っかけ、なかなか思うようにいかないという話だったのですけれど、今回、雇用促進住宅を市が買う、取得するに当たって、それは、公営住宅法とは関係のない形で市が持てるわけですね。そういった意味からいって、どうしても市営住宅も新築すればそれなりに家賃が上がってきまして、本当に低収入の方が耐えきれずに居られなくなるという場面も、今後、想定されると思うのです。そうなったときの受け皿として、公営住宅法に縛られない住宅政策というものが、今後、考えられないかどうか、その辺を聞かせてください。

○**建築住宅課長** 市営住宅については、公営住宅法ということで、国の補助をもらって建てているのもですから、どうしても法律的に縛られてしまう部分がございます。縛られないということになれば、本当に市費ですか、単費で建てれば、そういう部分は独自の管理条例をもってきていけるかとは思いますが、そうは言っても、財政的に非常に難しいというような状況です。

○**中村努委員** 建てるということではなくて、市内にも空いている集合住宅もあるわけです、古くなったような所で、そういうところと契約を結ぶなりなんなりして、いくということも大事だなというように思いますので。結局、市営住宅に入って家賃が上がってしまって、滞納がふえていくというようなことになれば、逆におかしなことになると思うので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

○**委員長** ほかに意見ありますか。

○**牧野直樹委員** 1点だけお願いします。街づくり交付金事業で、平成21年に高校北通線が終了ということで、大変御苦労さまでございました。ついては、私が以前、本会議で質問をいたしました高校北通線の東側、国道タッチの交差点改良について、市長から改良するという、交差点は確か信号をつけるなり、改良するという答弁をいただきましたが、それとの関連で、今回平成21年度の予算に高校北通線分で国道の交差点改良が載っていないのですけれど、

それはいつ頃になりますか。

○建設事業部長 19号と高校北通線のタッチの部分について、改良なり、信号機なりという話の部分の中で、現在、信号機を設置したいということで長野国道工事事務所、あるいは県警のほうに要請をしております。何とか、最終的に、高校北通線終了までには、その部分を設置したいという方向で、現在、鋭意私どもとしてもそれぞれに要望活動を実施しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○牧野直樹委員 ということは、平成21年度末という解釈でよろしいですか。

○建設事業部長 平成21年度の末には何とかしたいということで今、進めております。

○牧野直樹委員 わかりました。

○白木俊嗣委員 少し待って。関連で。だけれどそれは、地元に来て、その当時の部長も市長も来て、平成21年度には付けますよと、はっきり約束してありますからね。それだけは承知しておいてください。

○中村努委員 広丘駅周辺の話で、少し大きい話になってしまってなんなのですが、市長がいろいろな所で説明する中で、市長の政策の優先度ということから言って大門の中心市街地が1番だと、2番目が広丘駅周辺で、3番目が体育館だと。このような説明をいろいろな所へ行ってしているわけですが、市長が言われている広丘駅周辺の整備というのは、この駅周辺の整備で完了ですか。

○委員長 答弁を求めます。はい、副市長。

○副市長 当面は、駅のあれですね。この前のご質問に、確か、お答えしてあると思いますけれど、広丘地区につきましては、地元で、今、懇談会を作ってやっていこうということで、どういう街づくりがよいかということを研究していただくことになっています。ただ、広丘地区は、ほとんど区画整理で街づくりができておりますので、どうやっていくかというのはこれからの方法だと思いますので、それはまた、地域の皆さんと十分に話し合っ、て、どういう方法がいいのかは決めていくべきだろうと、そのように思っております。

○中村努委員 どうしても、今の中心市街地の活性化についても、マスタープランの中で話ができなかったかと言うと、できなかった話だと思います。それ相当に考えているのであれば、マスタープランの見直しを地域の皆さんと一緒に考えるだけではなくて、もっと戦略的な街づくりというものをしっかり考えて、それを広丘方面の住民の皆さんにも発信していただかないと、結局、大門にばかり集中投資をして、広丘駅のほうは何も考えていないではないかということにつながってしまうのです。ですから、そういった組織を作るなりして、情報発信をして、長期の計画になると思いますので、そのような姿勢をぜひ示してもらいたいと思いますが、答弁をお願いします。

○副市長 今、マスタープランの中で塩尻の街づくりのあり方として、二極ですね。こちらは大門の塩尻駅周辺の所を中心として、北部の拠点を広丘駅中心というようにするというので、そのような街づくりをしよう。街とその周辺部に居住空間とか、工業の地域とかそういう位置づけで今、造っているわけです。それができれば、それに基づいて、そのとおりにやるかどうかは別にして、また、市がこういう具合にするとってもなかなかむずかしい部分もござい、ますので、地域の皆さんと連携を取りながら、どういう方向がよいかというものを決めていくべきだと思いますので、たぶん市長もそういうことで話をしていると思いますので、そのような進め方がよろしいのかなと思います。

○副委員長 細かいですが、255ページの広丘駅周辺整備事業の中の用地取得の関係で、駐輪場の関係ですけれども、広丘に限らず塩尻もそうですけれども、駐輪場は明らかに電車に乗るために自転車に乗ってくるわけですから、放置自転車の撤去等も含めて、JR側の負担というものはあるのかなのか、まずその辺を伺います。

○**経済事業部長** 放置自転車と言いますか、自転車置き場の関係、管理につきましては、経済事業部のほうで担当しておりますので、私のほうから答えさせていただきますが、今のご質問は、JRの負担はございません。

○**副委員長** 駐輪場の用地取得に当たっては、市が買うということなのですが、確か都市マップですか、駐輪場も含めて、一定の負担を求めなければいけないというような話があったと思うのですが、やはりパークアンドライド、駐車場になると話は別かもしれませんが、明らかに電車に乗るために利用者は自転車に乗ってくるわけですので、用地取得についても、駐輪場であれば、応分の負担を求めるべきだと思いますが、いかがですか。

○**広丘駅整備推進室長** 用地単価のことを言われると、例えば広丘駅の駅前の矢島さんとかは坪三十何万円という形でやっているのですが、実は、広丘駅西口はJRから取得しているのですが、公示価格で買っているのです。ということは、1平方メートル6万円という形の中で、非常に安い、安いというか、安いかどうかはあれなのですが、安いお金で買っています。そういうところに、JRに言わせれば、そういう土地単価で、相当協力しているということもあろうかと思います。その後、自転車駐輪場のJR分負担という中身は私たちの部ではないのですが、用地交渉というか、今までJRとの話の中で、そういう単価的なもので考慮してくれというのも一部あるということもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○**副委員長** 単価的と言うか、JRが持っている部分もという意味ではないですか。

○**経済事業部長** 特に広丘につきましては、一部JRから自転車置き場の用地をお借りしているということがございまして、今、課長が申し上げたのは、その用地を借りて、市が駐輪場を設置して、それを運営しているということになっています。したがって、JRの用地を、本当はただで貸していただければ良いのですが、多少安い値段で、多少というかだいぶ安い値段で貸していただいているということを、今、課長が申し上げたと、こういうことですので。

○**太田茂実委員** 251ページに各種の団体に対する負担金がこれだけあるということは、こういうところは天下りでそういう機関ができていて、ここを通さないと市の行政がなっていないと、こういうことになりますね。これは、例えば、都市計画街路事業促進協議会とか都市公園整備促進協議会とか、促進してくれればよいけれど、なかなかそういうふうにはいかない。負担金がどんどん上がって、毎年上がって、市町村が集まれば相当な金額になるのではないかと思うけれど、こういうものはどうなのですか。例えば、道の駅の連絡会に、例えば23万円があがっている。道の駅で、塩尻市はどれだけ潤っているのか。

○**都市づくり課長** 太田委員の言われるように、こういう負担金のあり方について新聞等でいろいろ報道されたりしておりますけれども、今、御指摘いただきました街路事業の促進協議会とか公園事業促進協議会。これは、全国的な促進事業、要するに予算獲得のための活動費ということの中で、年に1度全国大会を開く中で、各国会議員、それから各県の機関等へ要望活動をしております。そういうことの中で、長野県においても、他の市町村においてもこれに参加をする中で、総枠の事業費の確保、これを強く要望していこうという趣旨でこういう所に負担金をお支払いして、市だけでは事業費の確保ができませんので共同してやっていくという趣旨の中で、本年度、これについても協力して負担金をお支払いしていこうということをお願いしたものでございます。

また、道の駅の連絡負担金23万5,000円。これは、塩尻市には3カ所の道の駅がございまして、小坂田の道の駅から始まって、奈良井、平沢にございまして、それで、各1カ所当たりの負担金というものが定額で決まっております。それに奈良井につきましては、国のほうだけではなくて、木曾においての道の駅という協会も含まれておりまして、そういうことの中で、こういう道の駅連絡協議会を通じながら施設の充実なり、そういうものをお願いしたり

していこうということでやっております。例えば小坂田につきましても、道の駅ということの中で、例えば国のほうで防災施設を小坂田公園の中に整備をしていただいたり、関連でそのような効果もございまして、これについては、引き続き、そういう事業効果、道の駅としての充実ということの中で国の協力も得られるということの中で負担金を払って、御負担していこうということで考えております。それから、平沢も何かありましたですね。何か整備をするという、国のほうで整備をするという。そういうことで、施設の充実を国でも協力していただいているということがあります。

○太田茂実委員 要するにこういう機関を通さないと市の事業が進展しないと。OBで作った1つの機関を通して、建設省なり何なりに、国土交通省ですか、にあげていくという連結機みたいなものですね、平たく言えば。これはやはり毎年、本市だけでもいろいろな負担金を集めれば、本当に何千万円なると思います。何千万円くらいでなく、1,000万円近いのではないかと思う。ここだけで、二百何万円、約三百万円です。この他にそれぞれをやったら、相当な金額になる、毎年ですから。そういうところにどういう人員が配置されていて、何をやっているのか。これは、わかっただ大変だと思います。それこそ、むだなお金といえば悪いけれど、少しすっきりできないかないつも私は思うのです。例えば国道19号にしても、提案書というものを持って、頭を下げて市長以下、議長もそうだけれど、行くのだけれども、こういうところがあれば、そんなことをしなくてもやっつけていけるはずではないですか。そういうところに行って頭を下げてこなければいけない。下げた上にまだこれだけ負担金を払っている。それでもまだ進まない。それでまだ毎年、塩尻から何千万円も負担金をあちこちあちこち払っている。こういう組織で結局はどうにもならないと、こういうことですかね。

○都市づくり課長 私たちも少しずつではありますが、見直しをしております。今回も1協議会からの負担金については、今年度は、公園関係の分については具体的にメリットがそれほど見られないということの中で、1つ見直しをして今年度は止めております。ただし、例えば区画整理の協議会とかこういうものについては、研修会等も開催していただいて、自治体として、国からの天下りではなくて、例えば、埼玉県が代表してその協議会に入っているメンバーで研究会を行って、そういう制度の研究をしていくというような、そういうような団体も、団体と言いますか、協議会等もありまして、一概には、その組織の上部、国土交通省ですね、例えばそういう天下りだけで組織している部分のすべてがそういう団体ではございません。都市促進協議会等につきましては、長に各県の知事が就いて、会長に就いて促進をしていこうということで、全国大会等も開いて、先ほど申し上げましたが、おりますので、こういうものについては、やはり一定の協力をしていかなければならないというふうにも考えております。ただし、必要でない、効果が、塩尻市にとってメリットが薄いというように思われるものについては、今後とも見直しの方向で考えていきたいということでもあります。今回については、1件、まずそれを都市計画に対してやっております。

それから、ついでもございまして、例えば道路関係については、やまびこ自転車道の関係、これはなかなか塩尻市の事業促進が図られていないということの中で、今回その負担金については予算の中からも削除をさせていただいてございまして、具体的に事業の効果が見られない部分については、少しずつでも見直しをしていきたいということで、進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長 ほかにありますか。なければ。

○副委員長 災害復旧費の関係ですけれど、これは新年度の予算には盛られていないのですけれど、平成18年にあった水害の関連の災害復旧は、本年度中にすべて終わるということですのでよろしいですか。

○建設課長 そのとおりでございます。3月補正でまた確定の補正をあげたいと思います。

○副委員長 市の単独もそうでしょうけれども、国・県の関係もあって、中には入札が遅れたりとかということも聞いているのですけれども、今年度中に全て完了ということでもよろしいですか。

○建設課長 今年度やっておりますのは、平成19年度の繰り越しの事業でございます。公共災害事業につきましては、3月までに確実に終わります。それから平成20年度の災害復旧については、みどり湖でありましたけれども、これは完了しております。

○委員長 それでは、議案第14号につきましての建設事業部関係の審査をこれで終了いたします。なお、討論、採決は、議案第14号が全て終了後に一括して行います。

議案第28号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算（第4号）中8款土木費、11款災害復旧費

○委員長 次に進みます。議案第28号平成20年度塩尻市一般会計補正予算中、8款土木費、11款災害復旧費を議題といたします。建設事業部関係の質疑を行います。説明を求めます。

○都市づくり課長 それでは、補正予算の関係58ページを御覧いただきたいと思います。一般会計補正予算58ページ、1目の土木総務費の関係でございますが、土木総務事務諸経費、統合型GIS共用空間データ作成業務委託料。これにつきましては、入札の差金となります1,480万5,000円、これを減額させていただくという内容でございます。

○交通担当課長 2目の交通安全対策費でございます。59ページ、下から2番目。長野県民交通災害共済会費徴収報償金につきましては、報償金の確定による減額でございます。

続きまして、輸送対策費の関係でございます。一番下のバス停留所設置委託料の振興バスの関係ですが、これも事業費確定による減額でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○建設課長 次の60、61ページでございます。道路維持費でございます。7,873万円余の補正をいただきたいものでございますけれども、維持改良工事6,300万円。これは平成21年度の予算分を先取りして前倒しして計上させていただくものでございます。国の二次補正における地方公共団体支援対策の地域活性化生活対策の臨時交付金を主な財源とするものです。現在、課をあげて準備をしております。この他は、道路維持諸経費の決算見込みに伴うものでございますけれども、重機借上料と補修用資材につきましては、例年お願ひしております冬場の降雪等の対策費でございます。2月分頃までのものでございます。これを3月末でお願ひして、また専決で、3月以降分を、降ればの話ですが、お願ひしたいと思います。

本会議で牧野委員からの質問なのですが、今年の除雪出動が少ないものですから、待機補償的なものをどうかということがありまして、市長、今シーズンから考えていきたいと思いますということでお答えしたのですが、少し状況を報告させていただきます。いろいろ研究をさせていただいている所です。今年は、除雪につきましては36業者と契約してございます。256路線、市道の総延長の約4分の1の244キロメートルを契約しています。契約台数は67台、除雪機だけです。これは、昨年年末に単価契約をして、待機をしていただきました。今年は、とにかく雪が少なく、この中で、3月9日現在の締めでございますけれども、稼働したのが67台中31台しかなく、31台が未稼働です。未稼働が31台ございます。まったく動かない。車検を取って、オイルを交換して、委託路線の現場まで持って行って待機させている。こうした部分につきましては、現在の支払いのシステムでいきますと、稼働しない

と全く対価が出てこないシステムになっています。これを、現在見直しを検討させていただきまして、少なくとも車検料ですとか、オイル代ですとか、その他もろもろの準備費を固定的に負担できるように、そんなシステムを現在、進めている所です。これは、雪の多い、少ないにかかわらず、安定的、固定的に支払っていきます。あわせて、今度は、時間あたりの積算の見直しをさせていただくということで現在、進めております。このような状況でございますので、また、私どもで決まりましたら、専決処分をお願いすることになりますけれども、御協力のほどをお願いいたします。

次の3目の新設改良、それからその下の4目の舗装改良でございます。これらの減額でございますけれども、事業の今年度分の確定に伴うものでございます。

それから次のページの街なみ環境整備事業費。これは市の単独事業、単独分でございます。単独事業の清算に伴うものでございます。

その下の河川費も、本年度事業費の確定による減額でございます。

62ページの関係の公園事業費、それから次ページのまちづくり事業費、交付金事業費につきましても、それぞれ事業費の確定によるもので、このうち、まち交の塩尻駅周辺地区の関係がたいぶ今回、大きい部分があります。高校北通線の上部工のJR委託工事の清算に伴う減額でございます。

それからとんでいただきまして、74ページ。災害復旧費、2項の土木災害復旧費でございます。こちらも事業費の確定によるものでございますけれども、2目の公共土木施設災害復旧費が大幅な減額になっております。これは市道えびの子線の工事を当初1,500万円で見込みました。国の採択基準が変わってきておりまして、工法の見直しを行ったためでございます。最終的には490万円余の工事費で完了いたしました。以上の補正をお願いいたします。

○都市づくり課長 62、63ページにお戻りいただいて御覧いただきたいと思いますが、1目都市計画総務費の関係でございますが、都市計画総務事務諸経費154万9,000円の減額補正をお願いするものです。内容といたしましては、都市計画基礎調査作業委託料。これは、都市計画マスタープラン、緑の基本計画、それから都市計画に関する基礎調査等を行いました結果、入札差金として12万7,000円の減額。

それから開発誘導エリア整備促進事業の調査委託料、これの入札差金42万2,000円の減額。それから市街化調整区域内の区域指定調査委託料100万円の減額。この100万円の減額でございますが、これは平成16年に都市計画法等の改正に伴いまして、県で市街化調整区域における開発に関する条例ができて、その第5条の中で市街化調整区域の既存集落においては、その区域指定を行うことによって、一定の開発を開発審査会を通さずに認めることができるという、そういう内容のものでございました。そういうことで、片丘地区をモデル地区として地元の説明会を行ってきておりまして、平成20年度につきましてはその一部について県のほうへ申請をするための協議資料を作成するというようお願いしたものでございますが、なかなか地元の地域において、地域全体が指定されるものならば全体的なメリットがあるけれども、地域の一部において指定されるということになると、地域のバランスの中で慎重に対応していかなければならないというような意見等もありまして、なかなか進展がされなかったということで、委託料を今回は、使うというところまでまいりませんでしたものですから、それについて減額をお願いするというものでございます。

それから、その下の都市計画総務事務負担金ということで、これは都市計画施設協会への負担金の確定に伴うもの。

それから先ほど、平成21年度予算でもお話し申し上げました松本都市圏総合都市交通体系調査負担金。これにつきましては、当初、県のほうから総事業費7,200万円ぐらいで予定したので予算をとということでありましたが、実質、国の補助事業等の対応の関係で減額になってまいりまして、それに伴いまして市の負担金も減額になったということで、193万円を減額させていただくというものでございますので、お願いいたします。

○建設課長 その下の公園事業費につきましても、事業費の確定に伴うものでございます。

○建築住宅課長 それでは、64、65ページでございます。7目建築指導費でございます。耐震対策事業につきましては、事業費の確定によるものでございます。

住宅費の1目市営住宅管理費でございます。市営住宅環境改善事業でございますけれども、これは西条団地水洗化工事の38戸の水洗化をしたものの事業費の確定でございます。

続きまして、66、67ページをお願いします。2目の市営住宅建設費でございます。設計監理委託料につきましては、第5期工事の実施設計と第4期工事の工事監理、また解体工事の監理ということで、これは事業費の確定によるものでございます。

その下の市営住宅建設工事。これにつきましては、F棟、H棟の建設と、解体、道路築造の工事の確定によるものでございます。以上でございます。

○委員長 質疑を行います。委員より質問がありますか。

○太田茂実委員 2点ほど。先ほど聞こうと思ったのだけれど、河川費の中で減額補正になっているものですから。田川で堰堤から取水、要するにかんがい用水を取水しているのですよね、いくつかの堰があって。そういった所は、組合ではどうやって水を揚げているかという、堰堤のところへ肥料袋を持って行って、みっともない話だが肥料袋へ砂を入れて、それでせき止めている。ところが、大雨が降るとすぐに流れてしまう。どこへ流れるかと言うと、下流へビニールの袋が流れていく。そういう状況がもうずっと続いているわけです。堰堤にそういう取水の、なんと言おうのかな、できないのかどうか、いつも思っているのですが、それはどうなのですか。

○建設課長 田川は一級河川でございまして、うちの管轄ではございませんけれども、参考までにお答えします。圃場整備のために水路を整備しているのですけれども、田川、奈良井川それぞれの頭首工がございますけれども、これは、改良区と河川管理者の県と協議しまして、占用で設置したものです。そのときには、なんらかの占用許可に対しまして、管理上のいろいろな制限があると思っておりますけれども。その辺が、どのように履行されているか。管理するとすれば、管理者である改良区が管理することになるかと思っております。ただ、土砂が、改良区以外の責任で大幅に流れてきている場合には、県のほうで恒常的に土砂の撤去等を下流でもやっておりますけれども。それはあくまで県と占用をとった土地改良区側との話し合いということだと思っております。

○太田茂実委員 わかったような、わからないようなことだ。

○牧野直樹委員 59ページの土木総務費事務諸経費、統合型GISなんかという委託料。1,400万円の減額ですが、これは、当初予算は2,300万円ほどあったものの減額で、入札でこれになったということですか。840万円で落としたということですか。ということは、本年度予算で4,200万円が載っていますね。何か関連があるのですね、これは。よかったら、業者名だけ教えてください。

○都市づくり課長 この内容につきましては先ほど申し上げましたが、建築基準法に関する指定道路図の作成と、国から管理移管された街区基準点のシステムの保守ということでありまして、入札で落札したところは株式会社こうそ

くという所が840万円が入札をしております。それに伴いまして、本年度については差金ということで、先ほど申し上げました額が出ております。平成21年度については、その調査に基づきまして新たに図面関係、それから調書の作成等を、ベースバックル等の作成を電子化していくという作業を平成21年度、予定をしているというものでございます。

○**牧野直樹委員** そうすると、当初その2,300万円という見積りがおかしい、過大見積りをしたという解釈になるか、後々随意契約で仕事がたくさん取れるので、いわゆる1円入札みたいな形でぎりぎり落ちていったか、その辺の所は私どもが判断すれば良いことだけれど。あとこれは何年。ずっと永久に続くのですよね、この作業がある限り。

○**都市づくり課長** 策定自体は平成21年までということで予定をしております。平成21年度につきましては、あくまでも当初の入札、平成20年度の当初の入札の際、平成21年度随意契約をするということは申し上げてございません。これは、市の審査会にかけて基本的には一般競争入札で行っていくという方針で考えております。そういうことの中で、平成20年度の事業でされたものについては、成果品を市のほうに納入していただいて、あくまでも平成21年度は一般競争入札を基本に、ごめんなさい、指名競争入札ですね、失礼いたしました。指名競争入札を。失礼いたしました。それであと、見積もりが甘かったかどうかということですが、他者の入札、ほかの4社、5社入札しておりますが、他者の入札におきましては、高いところでは消費税を除いて2,300万円が入札、または2,200万円が入札している所とございまして、1社が極端に低かったということで、見積もり自体については適正だったというように私たちは、平成20年度については考えております。ただ、このこうそくという会社が周辺の市町村等においてもこの事業についての実績があるということの中で、今までの積み重ねの中でこれだけの、840万円ながしの経費の中で、私の会社としてはできますということの中で、ここについて契約をさせていただいたという経過がございます。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**中村努委員** 質問というか、除雪待機費用について。この委員会でも、先ほど課長から説明があったとおりの理由で要望していた事業だけれど、財源が難しいからできないと答弁したことを覚えていますか。

○**委員長** 答弁を求めます。

○**建設事業部長** 具体的な部分のところは、大変申し訳ございません、私の記憶の中にはございませんけれども、ただ、こういう話題が委員会の中でも上っていたということは承知をしております。

○**中村努委員** 今回、この費用がもらえたということは良いことだと思うので、せめて、議会からの要望があつてとか、そのくらいの言葉は付け加えていただきたいと思います。以上。

○**森川雄三委員** 先ほど忘れてしまったのですが、補正で、今あるから、少し聞くけれども、59ページの交通安全対策事業のいわゆる災害共済です。昔、1日1円保険とかいうようなことで、今、1人400円ですか、確か。この辺、どうですか、実績というか、いわゆるどのくらい利用されているかわかりますか。

○**交通担当課長** 塩尻市全体の加入率は、今、72%でございます。

○**森川雄三委員** それで加入はわかるが、その利用、要するに返還。

○**交通担当課長** 見舞金の返還ですか。

○**森川雄三委員** そうです、そういう返還とかを含めて、そういうことはどうなっていますか。

○**交通担当課長** 今年度2月末までの状況でございますけれども、見舞金の支払いは157件の請求がございまして、748万1,000円の見舞金をお支払いしてございます。うち、死亡は1人という形でお支払いしていただいたので、よろしくお願いいたします。

○**森川雄三委員** 72%と言うと、だいたい市でどのくらい集まりますか、金額は、1人400円として、総額どれくらい集まりますか。

○**交通担当課長** とりあえず人数で言いますと、400円会員は4万716人でございます。掛ける400円でございますので1,628万6,400円が金額となります。

○**森川雄三委員** その報償で120万円はいただいているということですから、それで良いのですけれども。この間、ある人から話を聞いたのですが、いわゆる事故を起こして、ぜひこれを使いたいと言ったら、そんなものは面倒だからやめた方がよいと言われた人がいたと。だから、私は、もうこれは入らないと。要するに手続きが面倒だからいやだよと、やめたほうがいいよというようなことを言われたと。だから、これはもう私は入らないと、そういうことを聞いたのです。手続きとしてはどうなのですか。

○**交通担当課長** この会員募集につきましては、当初から各区へとりまとめをお願いさせていただきまして、組長さん、常会長さんを通じて各世帯に申込書を配布させていただいて、加入していただいているようなとりまとめの方法を取っております。とりまとめに当たりましては、当然各地区を回ります。

〔「支払いのことです」との声あり〕

○**交通担当課長** すみません。手続きは、必要な書類としては見舞金の請求書が必要になります。それから交通事故ということでございますので、当然、道路上の交通事故ということで事故証明書が必要になってきます。それとあと事故証明書がもし取れない場合は、事故申立書という書類を書いてもらう形になるのですけれども。それとあと、医者にかかった医者の診断書。入院、通院2日以上が見舞金の対象になりますので、2日以上が対象になってまいります。医者の診断書、この3つがそろえば、一応請求できるという形になりますけれども、あくまでも道路上の事故扱い、まだ対象部分はありますけれども、そのような形です。

○**森川雄三委員** 確かに、補償もたいしたことはないけれど。払うのも400円だから、そんなものいいじゃないかという思いもあるかもしれないけれど、ただ、本当に事故を起こして行ったら、手続きが面倒だのなんだのということでだんだん減ってくれば、入らなければ入らないでいいのでしょうかけれども。その辺の手続きというもののもう少し簡素化というか、そういうことができないものかと思うのだけれど。これは、言われたことなので、私も実際その手続きをやってみて面倒だとかどうだということはわからないけれども、そうである方が行っても、私は今年から入らないと言う人がいたので。どういう加減かわからないですが。それが広まっていけば、この制度が良いか悪いかということは私もわからないのですけれども。その点です。

○**交通担当課長** 請求書につきましては、見舞金の請求書は市のほうに書類があるものですから、こちらに取りに来ってもらう傍ら、いろいろな交通事故の状況等をお聞きした上で、判断した上で書類を出してもらう形で指導はしてもらって、請求してもらうような形を取っていますので。いろいろ簡素化という形もありますけれども、現状の段階では、今の手続きで進めさせていただきましても、今後できる簡素化を検討するような形をとっていきたい。

○**太田茂実委員** 市営住宅について少し聞きたいのですが。先ほど質問がありましたけど、非常にもう老朽化していて、空き室もある。そこを物置代わりに借りているという、そういう住宅があるわけですか。

○**建築住宅課長** 今、おっしゃられたような所もありますけれども、住宅使用料は入っておりまして、ただ住んでいないという形跡があるものですから、それにつきましては、今、調査をしているところです。

○**太田茂実委員** 住宅に住んでいないということは、やはり物置代わりになっていると思うのです。そういったものはやはり、事故とかいろいろな犯罪につながる可能性も非常に高いと思うし、また下水ですか、改修もするということになれば、必要ないわけですね、空いている所は。その場合は、下水の工事はどうしているのですか。

○**建築住宅課長** 下水の工事につきましては、入居者に説明をいたしまして、やっております、今の荷物だけというような部分につきましては、工事が終わったような所で住宅使用料だけは納入して、入っていないような形跡があるというようなことなものですから、追跡調査をしているというところでございます。

○**太田茂実委員** 入居のための市営住宅だから、空室で物置代わりに使うという、少し用途が違うのではないかと思うものですから、その辺はやはり、早めに解決してほしいなと思います。そういうことで要望しておきます。

○**委員長** ほかにありますか。ないようですので、議案第28号建設事業部関係の審査を終了いたします。なお、討論、採決に関しては、議案28号につきましては、全ての部の審査を終了した後、一括して行います。以上で、建設事業部関係の審査を終了いたします。休憩いたします。午後から水道事業部関係の審査を行います。午後は、1時10分から行います。

午後 0時10分 休憩

午後 1時 6分 再開

○**委員長** それでは、休憩を解いて再開いたします。

議案第11号 塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例

○**委員長** 次、水道事業部の審査を行います。議案第11号塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例を議題いたします。説明を求めます。

○**下水道課長** 議案11号の塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例につきましては、議案関係資料の35ページをお開きをお願いするものであります。これにつきましては、提案理由でございますが、長野県下水道公社が行っております下水道排水設備工事責任技術者の試験合格証及び更新講習の修了証の有効期間が延長されることに伴います、必要な改正を行うものでございます。

2の概要でございますが、責任技術者の登録の有効期間を5年以内から、管理者の登録を受けた日から長野県下水道公社が交付した合格証又は修了証の有効期間が満了する日までということでございまして、これにつきまして、公社の発行する試験の合格証又は講習の修了証書が有効期間に当たるものであります。合格証の有効期間の5カ年を、合格の日から5年を経過して、最初に到来する3月31日とするということでございまして、条例の新旧対照表につきましては、36ページをお開きをお願いするものであります。

これにつきましては、現行の5年というものにつきまして、改正案では10条の第2項でございますが、登録を受けた日から財団法人長野県下水道公社が交付した下水道排水設備工事責任技術者試験の合格証または下水道排水設備工事責任技術者更新講習の修了証の有効期間が満了する日までとすると。

第12条につきましては、読み替え字句でございます。以上でございますので、よろしく御審査をお願いするもの

であります。

○委員長 審議を行います。委員より質問ありますか。

○永井泰仁委員 修了証か何かのひな形はありますか。

○下水道課長 修了証のひな型ですか。はい、ございます。

○委員長 資料があるのですか。

○下水道課長 今、回しますので修了証を。

○太田茂実委員 合格した者、修了した者とは、どういうことですか。合格しただけでもよいし、講習を受けただけでもよいと、こういうことですか。

○下水道課長 今の御質問でございますが、下水道の排水設備工事責任者で、試験に受かった者が真っ先に登録されて、それから試験に受かって5年以内、5年経ちますとまた更新講習がございまして、そういうことでございしますので、よろしくお願ひします。

○太田茂実委員 それはわかるけれど、合格しても登録制になっているのですか。

○下水道課長 はい、そうであります。

○委員長 ほかに質問はありますか。

○中村努委員 現行の5年以内というものから有効期間が満了する日までとするという変更ですけど、実際にその有効期間というのはどのくらいになるのですか。

○下水道課長 5年と、今のようにしますと5年と4カ月でございます。12月1日付けで更新の合格修了書がありまして、それから5年後の11月30日まででございますが、これが3月31日まで延びますので、5年プラス4カ月でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○永井泰仁委員 この試験の難しさというか、合格率というか、何と云っていいのか、レベルはどのようなレベルになっているのですか。

○下水道課長 択一問題が15問ございまして、それと記述試験が15問ございまして、○×が10問、記述式が11問が合格ラインでございます。

○永井泰仁委員 そうすると、下水道課の職員なら、だいたいみんな満点近く取れるのでしょうかね。

○下水道課長 責任を持って下水道行政を。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

では、議案第11号につきましては、議案のとおり認めるに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第11号は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第14号 平成21年度塩尻市一般会計予算中 歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費のうち
合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費

○委員長 次に進みます。議案第14号平成21年度塩尻市一般会計予算中、歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を議題といたします。説明を求めます。

○下水道課長 恐れ入りますが、予算書でございますが、187ページをお開きをお願いするものであります。予算案の説明資料がございますが、その68ページをお願いするものであります。これにつきまして、中段の款項の衛生費の保健衛生費の目の環境保全費の合併処理浄化槽設置事業でございますが、この454万9,000円につきましては、下水道個別処理区域の河川、地下水等水質汚濁防止を図るため合併処理浄化槽の設置を促進して、あわせて快適な生活環境の整備を促進するために、それぞれ設置補助金としまして440万円余を。特別補助金につきましては、国道の拡幅に伴います、1件での補助金でございますし、合併浄化槽設置普及促進協議会負担金につきましては、協議会の方へ5万円を収めるものであります。また、排水設備改造資金利子補給金につきましては、改造者にあたりまして、60万円の利子を負担するものであります。私からは以上であります。

○衛生センター場長 それでは予算書の190、191ページを御覧いただきたいと思っております。4款衛生費2項清掃費1目し尿処理について御説明申し上げます。191ページの丸の2番目、し尿処理施設管理費について御説明申し上げます。上から5番目、消耗品費749万4,000円。これにつきましては、衛生センターの機械設備の消耗品及び中で使われます薬品、活性炭、脱臭用の活性炭等の消耗品費でございます。

それから4つ下の電力使用料915万5,000円。これにつきましては、衛生センターで使用する電力料でございます。

その1つ下の営繕修繕料480万円。これにつきましては、内部設備の中の、4つ設備がございますけれど、その設備の計画的な修繕でございます。

191ページの下から8行目、槽内清掃作業委託料166万1,000円でございますけれど、これにつきましては、し尿の受け槽が36トンございます。それから、し尿の貯留槽、230トンですけれど、その槽内に溜まりました砂、それからスカム、これを定期的に清掃しているわけでございます。平成21年度につきましては、し尿の受け槽とそれから貯留槽、これを一応清掃すると。そのための清掃委託料でございます。

その下の機械設備点検業務委託料。これにつきましては、センター内の機械設備、これの定期的な点検委託料でございます。以上でございます。

○委員長 質疑を行います。委員より質問ありますか。

○中村努委員 191ページのし尿処理費に関係することなのですが、前からお聞きをしているのですが、これだけ下水道が完備されてバキュームカーの必要性というものが薄れている中で、やはり何かの際には保有してないといけないということがあろうかと思いますが、今、市内にバキュームカーが何台あるのか。先ほどの除雪費ではないのですが、そういう特別車両の維持に関して事業者の体力はどのような現況にあるのか、お願いします。

○衛生センター場長 現在市内にございますバキュームカーにつきましては、22台が一応登録になっております。実質的に収集で動いている車両、これにつきましては、1日4、5台程度ですか。それぐらいの車が動いております。4、5台の車が動いております、センターに入ってくる総台数はだいたい8台から10台ぐらいの収集量というふうな形になっております。

それから、各業者の関係の運営状況でございますけれど、実はもう10年ほど前からこういった収集業者に対して、救済処置というような形で、代替業務、これを与えております。例えばごみの収集業務とか、そういった形で、一応代替業務を差し上げておりますので、今のところ、問題なく運営はされております。以上でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○**太田茂実委員** 悪臭物質測定委託をやっているようですが、周辺の、一番迷惑しているのは周辺だと思うのですが、そういった面で何か問題点はありますか。

○**衛生センター場長** 敷地境界の悪臭物質につきましては、毎年、測定をいたしまして、地元と公害防止協定を結んでおります。その関係上、毎年、一応この報告会をやっておりますけれど、今の段階で問題が上がっているということとはございません。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。ないようですので、議案第14号平成21年度一般会計予算については、経済、建設、水道各事業部関係すべて審議を終了いたします。平成21年度一般会計予算について、原案のとおり認めるに異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第14号平成21年度塩尻市一般会計予算については、全員一致をもって認めるべきものと決しました。

議案第21号 平成21年度塩尻市簡易水道事業特別会計予算

○**委員長** 次に進みます。議案第21号、平成21年度塩尻市簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。簡潔に、要点のみお願いいたします。

○**上水道課長** それでは、議案第21号平成21年度塩尻市簡易水道事業特別会計予算について御説明いたします。予算書の507ページをお願いいたします。簡易水道特別会計では、効率的かつ安定した事業運営を図るために、楢川の簡易水道と贄川の簡易水道の統合に係ります簡易水道施設建設事業を主体に予算計上をいたしました。その歳入、歳出予算、第1条では歳入、歳出とも、それぞれ1億9,831万円を計上いたしました。508ページ、509ページの第1表歳入歳出予算の項でございます。

次に、第2条地方債につきましては510ページをお願いいたします。予算の主体となります簡易水道施設建設事業に係ります簡易水道施設整備事業債でございます。補助基本額1億250万円のうち、国庫補助金を控除した補助残額に対しまして、充当率100%といたしまして、限度額7,680万円を計上いたしました。

次に、歳入について御説明いたします。514、515ページをお願いいたします。主な歳入につきましては、1目簡易水道使用料、簡易水道使用料現年度分につきましては、給水人口の動態予測の減少率、こちらのほうが0.985となりますが、楢川地区におきましては、それに、収入と実績を乗じまして、前年対比18万1,000円減の5,214万5,000円を計上いたしました。

給水工事検査手数料は、給水装置の改造を主体に実績から20件程度を予定いたしまして、検査、設計審査手数料を算定いたしまして、21万8,000円を計上いたしました。

簡易水道整備事業補助金につきましては、簡易水道施設建設事業の国庫補助金でございます。平成21年度におきましては、連結管路網の整備に係ります補助基本額1億250万円。そのうち、補助率4分の1で2,562万5,000円を計上いたしました。本年度までに多額の事業費を要します浄水場の建設関連が完了することから、8,087万5,000円の減ということになります。

次に一般会計繰入金につきましては、建設事業等に係る借り入れいたしました長期債の一時の償還金の増額、あるいは、新楢川浄水場が通年稼働になることによりまして、医薬材料費、施設整備点検委託料、電力使用料等が増額に

なりまして、前年対比568万2,000円の増の3,381万4,000円を計上いたしました。

続きまして、516、517ページをお願いします。受託工事収入につきましては、消防防災課の依頼に基づくものでございまして、消火栓2基の新設修繕等に係る収入で、155万7,000円を計上いたしました。

次に、消費税還付金につきましては、建設工事等によります仮払消費税額が料金徴収等によります借受消費税額よりも、特別会計の場合は還付金になることによりましてこの差額が還付されるということで、792万円を計上いたしました。

簡易水道整備事業債につきましては、簡易水道整備事業補助金同様に連結管路網の整備に充当するものでございます。7,680万円を計上いたしました。

続きまして、歳出について御説明いたします。518、519ページをお願いいたします。歳出につきまして、主なものについて御説明いたします。まず、一般管理事務費のうち水質検査委託料では、水道法に基づきます水質の検査、浄水毎日水質検査等の委託料で540万円を計上いたしました。

次に520、521ページをお願いいたします。施設維持管理費のうちメーター費につきましては、満期メーター、凍結等による破損メーター、新規加入等によりますメーターの購入費ということで、116万4,000円を計上いたしました。また、上記の営繕修繕料は、満期メーター等の取り替え費用と、それにあわせて行っております防水シールの費用というものになります。

次に、浄水場管理費のうち、医薬材料費につきましては、浄水に関わる次亜塩素酸ナトリウム等の購入費で、新楢川浄水場が通年稼働になることから、57万6,000円増額の135万9,000万円を計上いたしました。

次に、施設整備点検委託料におきましては、昇降用の設備の点検委託料をはじめ、排泥処分料、そのほか、ろ過装置、膜ろ過装置で昨年度から稼働している分でございますけれど、こちらに係りまして、長寿命化を図るために膜ろ過薬品洗浄委託を予定いたしまして、193万3,000円を計上いたしました。

次に、管路維持管理費でございますけれど、管路維持管理費のうち漏水調査委託料では、贛川地区と平沢地区を対象といたしまして、配水管延長といたしましては10キロメートルの漏水調査を実施するというので、90万円を計上いたしました。

管路補修工事費等におきましては、消火栓の新設1基、修繕1基を予定しているほか、漏水調査の成果によります配水管、あるいは給水管の補修工事等ございまして、580万円を計上いたしました。

次に、522、523ページをお願いいたします。予算計上の下地になります簡易水道施設建設事業となります。設計委託料におきましては、平成22年度の施工を予定しています平沢長瀬間の配水管の布設、楡沢の水管橋、あるいは国道推進等の設計業務等これに係ります測量、ボーリング調査等を予定し、1,400万円を計上いたしました。

配水管等布設工事では、平沢地区におきまして、配水管の口径150ミリ、1,350メートルの布設を予定しております。また、あわせて、給水管の布設替え工50件を予定し、9,787万円余を計上いたしました。

平成21年度におきます建設事業費は、1億1,187万円となり、前年対比2億1,483万円の減となりますけれど、これは本年度までに、多額な事業費を必要とします浄水場関連が完了したというものでございます。なお、平成21年度におきます事業の進捗率といたしましては、70.6%を予定しております。

次に、元金及び利子につきましては、簡易水道施設の建設事業等に係る借入れをいたしました長期債の元金及び利子の償還金となり、それぞれ計上したものでございます。以上が、平成21年度の簡易水道事業特別会計の説明と

なりますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長 質疑を行います。

○中村努委員 523ページの配水管布設工事。今、50件というのは、50戸という意味ですか。

○上水道課長 50件というのは、50戸ということでございます。

○中村努委員 そうすると、まだ簡易水道を使えない戸数というのは、あとどのくらいあるのですか。

○上水道課長 今回、ここで申し上げている50件というのは、配水管を布設するに当たりまして、新たに掘り直しをする分の件数でございます。実際の普及率のほうでまいりますと、平成19年度末でまいりますと、要請人口に対しまして給水されていない人数といたしましては、32人。要請人口が3,135人に対してまして、給水人口が3,103人という形になっているものですから、いまだ給水を受けていないのは、32人という状況でございます。

○中村努委員 そうすると、この平成21年度の工事によって32人は変わらないということですか。

○上水道課長 実際に統合に係る事業でございまして、普及率の向上とは少し別の事業ということで御理解いただきたいと思っております。

○中村努委員 数は変わらないということですか。

○上水道課長 はい、変わらないです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○永井泰仁委員 519ページの一般管理事務費の中の土地等賃借料4万円ですが、これはどういうものですか。

○上水道課長 こちらにつきましては、簡易水道施設、管路あるいはポンプ施設等で民地をお借りしているところがございます。それに係る賃借料ということで、特にJR等管理用地等もでございます。面積的には、橋戸のポンプの所で30平方メートル、あと、楯川浄水場管理道路、あるいは管路等の関係で330平方メートル、360平方メートル等を借りております。JRのほうでございますが、全体で6件。面積にいたしまして、29平方メートルをお借りして、浄水場施設を運営しているということでございます。

○永井泰仁委員 これは、土地単価はそれほど高くないが、買ってしまいかさういふことはできないのですか。

○上水道課長 JR用地のほうについては少し難しい話ですが、民地につきましては、そういう可能性といえますか、あるかもしれませんが、ただ、部分的な土地になるものですから、地主さんのほうとしてもその一部だけを売るということに対して、全体の土地利用を阻害するという恐れもあるものですから、こういった形を取らせていただいているということで、御理解をいただきたいと思っております。

○委員長 ほかにありますか。ないようですので、塩尻市簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第21号は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第24号 平成21年度塩尻市水道事業会計予算

○委員長 次に進みます。議案第24号平成21年度塩尻市水道会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○上水道課長 それでは、議案第24号平成21年度塩尻市水道事業会計予算について御説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。まず、企業経営の活動に係ります第3条、収益的収支についてであります。収入総

額14億9,944万3,000円を計上し、支出総額は15億1,824万4,000円を計上したことによりまして、当年度末におきます純損失額は、税抜きで3,065万3,000円を予定しました。

次に、施設整備、あるいは建設改良等に係ります第4条、資本的収支についてであります。収入総額、2ページとなりますが、1億3,229万5,000円を計上し、支出総額6億3,076万4,000円を計上しまして、この収支差し引き不足額4億9,846万9,000円は、1ページの下段にありますとおり、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたします。

次に、第5条債務負担行為につきましては、新たにリース契約をするものでございまして、料金徴収等に係ります検針関連とパソコンのリース料です。

次に、第6条企業債につきましては、限度額を9,200万円とし、排水施設整備事業等に充当するものでございます。

次に、第7条の一時借入金の限度額につきましては、起債の限度額から1億円といたしました。

第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費1億5,225万6,000円を計上いたしました。

次に3ページをお願いいたします。第9条他会計からの補助金ですが、こちらにつきましては、農業公園、あるいはバックアップ体制強化等の市の施策に基づき施工いたしました、水道施設工事の企業債借入れに係る元利償還金であります。これにつきまして、市の負担割合に基づき、元利償還金等の一部を補助金として補てんをしていただいているものでございます。また、あわせまして、地方交付税算定に係ります消火栓用用水繰入金を含め、9件で3,682万1,000円となります。

次に、第10条のたな卸資産購入限度額は、これはメーター費等とございまして1,460万7,000円といたしました。

4ページから15ページまでにつきましては、収益的収支あるいは資本的収支の目別の内訳の実施計画、あるいは資金計画、職員給与費明細書等になります。

続きまして、損益計算書、貸借対照表などの上水道事業の経営、あるいは財政状況等について御説明いたします。16ページをお願いいたします。まず、平成21年度の経営状況を表します予定損益計算書について御説明いたします。予定損益計算書は正確な期間の損益の算出を行うために、税抜きで記載してございます。まず、営業収益は、水道料金である給水収益、受託工事収益、工事検査手数料、他会計負担金などの、その他営業収益をあわせまして13億9,900万2,000円。営業費用につきましては、主たる事業活動のために生じる費用ということでございまして、原水及び浄水費、配水及び給水費、受託工事費などのほか、減価償却費、それと資産減耗費などもあわせまして12億8,258万4,000円で、営業収益から営業費用を控除いたしました営業利益は、1億1,641万8,000円となります。

営業外収益につきましては、預貯金等から生じる受取利息、市の施策に基づき施行いたしました企業債借入れに係る元利償還金を補てんしていただいている補助金、退職給与支払いに係ります引当金戻入益等で3,187万5,000円。営業外収益、営業外費用につきましては、企業債の借入れに係る支払利息が主なものでございまして1億7,549万6,000円で、営業利益に営業外収益を加え営業外費用を控除した場合、営業外費用が多額となることから、損失計上2,720万3,000円となります。

そのほか、特別利益、特別損失等を控除した場合の純損失は3,065万3,000円となりまして、これにつきましては、平成20年度の当初予算策定時と比較した場合は、3,099万円ほど圧縮することができましたが、引き続き損失計上となります。

次に、17、18ページをお願いいたします。上水道事業の財政状況を表します予定貸借対照表について御説明いたします。貸借対照表は、年度末におきます財産の状況を、資産と負債、資本の区分で表しております。本市におきましては、5カ所の浄水場、30カ所の配水池、延長に致しまして約564キロメートルの管路を設けてありまして、建設費に膨大な投資を行い、その施設の運営管理に努めています。

平成21年度の固定資産、流動資産、繰延勘定をあわせました資本合計といたしましては、17ページの下段のとおり、164億7,336万2,000円を有しまして、次の18ページをお願いいたします。固定負債と流動負債をあわせました負債の合計は、2億8,916万円。それと、資本金と剰余金をあわせました資本の合計額は161億8,420万2,000円で、18ページの下段にございますが、負債資本の合計額は164億7,336万2,000円となります。なお、今年度予算につきましては、こういう状況にあるということで御理解をいただきたいと思っております。

続きまして、23ページ、予算説明明細書のほうをよろしくをお願いいたします。3条予算の収益的収入及び支出の主なものについて御説明をいたします。営業収益といたしまして、まず1目給水収益、水道料金につきましては、予定給水量707万立方メートル、給水件数2万7,721件を見込みまして、14億641万1,000円を計上し、これにつきましては、前年対比1,442万3,000円の減といたしました。これにつきましては、使用者の節水意識の向上、あるいは節水器具の普及、加えまして景気後退が続く中での水事情の低迷などによるものでございます。

次に、2目受託工事収益、新增設工事収益はえんぱく整備に係ります中心市街地電線地中化関連の給水管布設替工事収益でございまして、203万3,000円を計上いたしました。

次に、3目その他営業収益ですが、その主なものにつきましては、まず、他会計負担金で、こちらのほうにつきましては、消防防災課の依頼によります消火栓の修繕に関わる負担金ということで、704万円。それと、下水道使用料の徴収に係ります下水道課の負担分で、量水器維持管理費負担金ということで、1,187万6,000円を計上させていただきました。施設負担金につきましては、過年度の当市に対しまして新規加入者に御負担していただくものでございまして、229件を想定し、2,148万8,000円。そのほか、工事検査手数料、設計審査手数料などの手数料等で、その他営業収益は5,909万7,000円を計上いたしました。

次に、24ページをお願いいたします。営業外収益といたしまして、2目補助金、他会計補助金につきましては、先ほどお話ししましたが、一般会計からの繰入金でございまして、市の施策に基づいて施工いたしました水道工事等の企業債借入れに係る、こちらのほうは利子分でございます。利子分の償還金ということで、562万5,000円を計上させていただきました。それと、地方交付税算定による消防費の水道事業繰出基準単価による消火栓用水一般会計繰入金ということで、620万円を計上させていただいております。

次に、5目の引当金戻入益、退職給与引当金戻入益につきましては、過去に水道事業に従事し、退職を予定されている5人に係ります退職費用の一部を、退職給与引当金を取り崩しまして退職給与戻入益として計上するもので、1,937万7,000円を計上させていただきました。

26ページをお願いいたします。続きまして、3条予算の支出について御説明いたします。まず、営業費用の1目

原水及び浄水費の主なものといたしまして、委託料は主な水源といたしまして、境沢水源、沓沢水源などの8水源、床尾浄水場などの5つの浄水場及び給水いたしました水道水について、水道法に基づく水質検査に係ります水質検査委託料1,671万1,000円のほか、浄水施設あるいは設備の保守点検に係ります委託料。27ページになりますが、環境保全に係ります芦ノ田、小曾部浄水場等の汚泥処分委託料。また、築造され54年が経過いたしました老朽化が著しい片丘浄水場の移転更新に係ります基礎調査といたしまして、片丘水源水質調査委託料、片丘大沢川水量調査委託料をあわせまして733万4,000円などで、4,035万5,000円を計上いたしました。なお、片丘浄水場の移転更新事業につきましては、平成23年度からの本格的な事業化を予定しております。

次に、修繕費について御説明いたします。修繕費につきましては、浄水場施設、機器等の修繕に係る費用でございます。床尾浄水場の老朽フェンスの張り替え、片丘浄水場のろ過砂の補充等を予定しているほか、小破修繕も含めまして2,615万円を計上いたしました。補償費につきましては、各水系におけます原水確保に係ります契約、あるいは協定に基づき1,639万円を計上いたしました。

28ページをお願いいたします。次に、受水費でございますけれども、受水費につきましては、松塩用水から1日あたり1万6,500立方メートル。受水単価49.32円といたしまして、年間で約602万立方メートルの受水に係る受水費が主なものとございまして、2億9,903万円を計上いたしました。その他の経常経費等を含めた原水及び浄水費は4億6,876万8,000円となります。

次に、2目配水及び給水費について御説明いたします。主なものにつきましては、まず修繕費です。500件の鉛管解消を予定した老朽給水管修繕費5,000万円を計上し、平成21年度末におけます解消率を39%と見込んでおります。そのほか国道19号拡幅関連、消防防災課の依頼によります消火栓の修繕等で7,383万円を計上いたしました。

次に、3目受託工事費210万3,000円は、中心市街地活性化推進室の依頼による中心市街地電線地中化に係ります給水管の布設替工事でございます。190万6,000円が主なものでございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。4目業務費は使用料の徴収に係る費用で、下水道課と折半しております。委託料は、塩尻市水道事業協同組合の委託を予定しております使用料の賦課に係ります検針委託料、開閉栓委託料が主なものでございまして、1,734万4,000円を計上いたしました。

次に30ページをお願いいたします。修繕費でございます。修繕費は満期メーター、あるいは凍結等によります破損メーター3,552個の取り替え費用が主なもので、1,041万1,000円。その材料費につきましては、取り替えに関わり購入する取り替えメーター費ということで1,351万5,000円を計上し、経常経費等あわせました業務費は7,956万6,000円を計上させていただきました。

次に、5目総係費9,439万8,000円の主なものは、人件費等になりますが、特に報酬では、本年度から策定しております塩尻市水道ビジョン長期基本構想のとりまとめにおきまして、広く意見を求めたく水道ビジョン検討委員会を設置いたしました。これに係る報酬13万1,000円を計上いたしました。なお、委員会は現行の水道料金等の審議会をもとに構成いたしました。説明、中間報告、意見交換、取りまとめ等、3回を予定しております。退職給与金につきましては、過去に水道事業に従事した予定退職者5人分の退職給与の一部でございます。1,937万8,000円を計上いたしました。

32ページをお願いいたします。32ページ、6目原価償却費は、管路、配水池などの構築物、ポンプなどの機械

及び装置などの原価償却費ということで、5億5,683万円。7目の資産減耗費は、管路工事等によりまして除却される管路の原価償却費の残額を処理するものでございまして、2,020万1,000円を計上いたしました。

続きまして、営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費で主なものは、建設改良の財源として借り入れました企業債の利息を支払うもので、1億6,748万1,000円を計上しました。なお、平成21年度は、企業債元利償還金のピークの年となります。2目の消費税につきましては、水道料金等に係る借受消費税額と工事発注等になります。仮払消費税額との差額を消費税として納入するものでございまして、2,967万7,000円を計上いたしました。以上が、3条予算の主なものでございます。

続きまして、34ページをお願いいたします。4条予算、資本的収入及び支出の主なものについて御説明をいたします。まず、資本的収入についてであります。1目企業債は、配水施設設備事業等の建設関連の財源といたしまして9,200万円の借り入れを予定しております。充当率としましては、50%といたしまして、年度ごとの借り入れの標準化を図りました。なお、平成21年度末の借入残高は約58億1,500万円を予定しております。

次に、3項1目の他会計負担金は、消防防災課の依頼に基づきます消火栓5基の新設に係ります負担金となります。2目の建設工事負担金につきましては、下水道課、中心市街地活性化推進室の依頼に基づきます配水管の布設替工事の負担金ということでございます。

次に、4項1目の他会計補助金につきましては、市の施策に基づき施工いたしました農業公園等の企業債の借り入れに係ります元金の償還金の一部を、他会計補助金として一般会計から繰り入れていただくものでございまして、2,499万6,000円を計上いたしました。

35ページをお願いいたします。資本的支出となります。まず1目の拡張費につきましては、2目の配水施設費へ統合した結果、目を整理したものであるということで御理解をいただきたいと思っております。

次に、2目配水施設費1億7,883万2,000円の主なものといたしましては、まず委託料では、平出、堅石2カ所におきますJR軌道横断の推進工事に係る配水管設計委託料で1,200万円を計上させていただきました。また、工事施工委託料につきましては、平出遺跡跨線橋付近におきまして、JR軌道横断の推進工事を、JR線の保全と工事事故等によるリスクを回避するためにJR東日本長野支社に工事の施工を委託するものでございまして、4,000万円を計上させていただきました。推進延長といたしましては30メートル、推進口径としては600ミリ以上のもので予定をしております。

次に工事請負費では、配水施設整備事業といたしまして、こちらは上水道事業のほうの単独になりますけれども、中心市街地中化関連の配水管の布設替工事。国道19号拡幅関連の配水管の布設工事のほか、安定給水に係ります連合管の解消等の単独配水管改良、あるいは石綿管解消に係ります老朽管布設替工事といたしまして、大門七区交差点の西側、国道19号の跨線橋下で推進工事などの施工を予定しています。配水管整備の総延長といたしましては、2,017メートルを予定いたしまして、1億304万7,000円を計上いたしました。

36ページをお願いいたします。3目浄水施設費7,723万円の主なものにつきましては、まず、委託料でございます。本年度から取り組みをしております経営方針や具体的施策について集約いたしました、水道ビジョン長期基本構想の策定委託料。それと、長期基本構想におきます布設設備計画、あるいは耐震化計画の策定に係ります耐震2次診断の委託料をあわせまして、2,600万円を計上いたしました。工事費では、浄水場関係の設備の改修更新工事といたしまして、耐用年数を経過いたしまして、施設の状態、あるいは管理する中で改修機能強化を必要といたし

ます、床尾浄水場着水井排水電動弁設置工事などを予定いたしまして、4, 178万円を計上いたしました。

次に、4目の受託建設費2, 385万1, 000円の主なものにつきましては、消火栓5基の新設に係る消火栓設置工事費と雨水幹線、中心市街地電線地中化関連の配水管布設替工事ということで215メートルを予定いたしまして、工事請負費1, 433万4, 000円となります。

次に、37ページをお願いいたします。2項1目企業債償還金は建設改良の財源として借入れをいたしました企業債の元金の償還をするものでございまして、3億4, 940万円を計上いたしました。以上で上水道事業会計の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**委員長** 質疑を行います。質問ありますか。質問ありませんか。

○**永井泰仁委員** 片丘浄水場を今度直すということですが、依然として方式は緩速ろ過方式を続けられますか。急速に変えるとか、そういう構想はないですか。

○**上水道課長** ろ過の方式といたしましては、昨今、人に環境に優しいという中で、緩速ろ過方式がまた見直されてきております。せっかく本市におきましては、緩速ろ過は片丘浄水場にしかないわけございまして、引き続き環境対策、あるいはライフサイクルコストを考えた場合、動力機が非常に少なく済むという所があるものですから、緩速ろ過ということで、今、計画のほうは進めております。以上です。

○**永井泰仁委員** 大沢川の取水口の堰堤とかは、昔のままですか。今回、また改修するとか、そういう計画はございますか。

○**上水道課長** 今のところ、現計画と言いますか、予定の中では入っておりません。ただ、今、御審議をお願いしております水量調査とか、水源調査というものをやらせていただく中で、今後、その辺のところは考えていきたいと考えております。

○**委員長** ほかにありますか。

○**中村努委員** 29ページのコンビニ収納の関係ですが、今までの費用対効果について、どのような感覚をお持ちですか。

○**上水道課長** コンビニ収納につきましては、一般の銀行さんのほうの取り扱い費用に比べて取り扱い費用は高くなってはおりますが、1件あたり54.6円という金額でお願いをしております。しかしながら、利用実績を見てきた場合、非常に伸びてきております。これは平成18年度から始めておまして、平成18年度の実績では、2万200件強程度でございました。平成20年の見込みでまいりますと、2万9, 523件というような形でございまして、平成21年度の予算におきましては約3万円件というような形で見込んでおります。要は、非常に支払いが便利だということで伸びているという具合に理解しておりますし、そういうことによりまして、給水収入が少しでもふえるということであれば、こちらのほうは引き続き進めていくべきという認識でおります。

○**中村努委員** 確認しますけれど、これだけ手数料の費用をかけたことについて、増収につながるような効果があったということではないですか。

○**上水道課長** 私、個人的には、まだそこまでの分析は終わっておりませんが、ただ、これだけ取り扱い件数がふえるということは、私どももサービス業でございまして、当然、こちらのほうは進めていくべき部分という具合に考えております。

○**水道事業部長** かかっている人件費が約250万円くらい、年間ですね。それに対して、今の約4%から8%くら

い、全体の14億円の収入のうち、今のコンビニで徴収する金額はそのぐらいの率です。ですから、今考えると、徴収員を1人雇う金額ですので、徴収員が徴収するよりははるかに効率はよいということは事実でございますので。これが、もう少し今の手数料が銀行並みになって、30円くらいになっていただければ、非常にありがたいと思っておりますので、ひとつ、こういう徴収事務、今、滞納もふえてきておりますので、やはり、土日夜間支払える、こういう環境を作ってやるということが施策の1つではないかと思っておりますので、ますます拡大していけばよいというふうに希望をしております。以上です。

○永井泰仁委員 ACPの石綿管ですが、未改修はあとのくらい残っていますか。メートルというか、距離。

○上水道課長 石綿管の改修状況でございますが、平成19年度末におきます、残っている延長ですが、残延長につきましては2,582メートル。平成20年度、今年度でございますが、360メートル程度の改修ができるということで、平成20年度末におきます残延長につきましては2,222メートルという状況になろうかと思います。平成21年度予算におきましては、推進工法等による箇所でございますものですから、解消延長とすれば全体では50メートルほどにはなってしまうわけでございますけれど、今、残っている部分につきましては、国道敷とか、あるいはJR横断の所で部分的に残されているというような状況もございます。今後は、多額な工事費はかかってしましますが、その辺の所も、なるべく短期間に終わらせるような予算計上をさせていただいて、解消に努めていきたいということで御理解をいただきたいと思っております。

○永井泰仁委員 はい。理解しました。

○委員長 よろしいですか。ないようですので、平成21年度塩尻市水道事業会計予算について、原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第24号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、10分間休憩します。

午後 2時00分 休憩

午後 2時11分 再開

○委員長 休憩を解いて再開いたします。

議案第25号 平成21年度塩尻市下水道事業会計予算

○委員長 次に移ります。議案第25号平成21年度塩尻市下水道事業会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○下水道課長 予算書の38ページをお願いします。平成21年度下水道事業会計予算について御説明を申しあげます。まず、税込みで説明させていただきますが、3条の収益的収支でございますが、収入総額につきましては21億9,432万3,000円でございます。支出総額は21億9,155万2,000円でございます。当年度未処理欠損金といたしまして、税抜きで3億9,530万9,000円でございます。

次に第4条の関係でございますが、ページをめくっていただきまして39ページでございますが、これにつきましては、収入総額が12億7,922万1,000円でございます。税込みでございます。支出総額は20億9,36

7万9,000円でございますが、収支差引不足額につきましては、税込で8億1,445万8,000円となりまして、この不足額につきましては過年度、当年度損益勘定留保資金及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんをさせていただきます。

第5条の債務負担行為でございますが、これにつきましては、車両、パソコン等のリース代等でございます。

第6条の企業債につきましては、限度額10億730万円ということで、主に建設改良、補償金免除繰上償還に伴います借換債と資本費平準化債が主なものでございます。

40ページをお願いします。第7条の一時借入金の限度額につきましては、3億円でございます。

また、8条の関係につきまして、それぞれ予定支出の各項の経費の金額の流用、また9条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費ということで、職員給与費ということで1億1,778万6,000円でございます。

また、たな卸資産の購入限度額でございますが、172万8,000円につきましてはマンホールのふたを購入するものであります。

次、42、43ページをお開きをお願いするものであります。まず、3条の関係につきまして、収入の関係で収益的収入の款項について、税込みで御説明させていただきます。目と節につきましては60ページから説明をさせていただきますと思います。収入につきまして、款1の下水道事業収益の項の1の営業収益、21億9,171万2,000円。営業外収益といたしまして259万1,000円。また、特別利益といたしまして2万円です。

支出につきましては43ページを御覧いただきたいと思っております。款1の営業費用でございますが、14億8,768万7,000円でございます。2の営業外費用につきましては6億9,937万5,000円でございます。特別損失につきましては449万円です。

44、45ページを御覧いただきたいと思っております。資本的収支の関係でございますが、税込みでございますが、目、節については70ページから御説明させていただきます。収入についてでございますが、款1の資本的収入の企業債でございますが10億730万円でございます。2の固定資産売却代につきましては1万円でございます。また、3の負担金につきましては1億9,753万1,000円でございますし、4の補助金につきましては7,438万円でございます。

次に45ページをお願いするものであります。支出についてでございますが、款の関係につきまして項1の建設改良費でございますが、これにつきましては3億4,869万3,000円でございます。企業債償還金につきましては17億4,498万6,000円でございます。

次、53ページをお開きいただきたいと思っております。平成21年度に基づきます下水道事業の経営状態を表します損益計算書であります。税抜きで記載をさせていただきます。収益の営業収益でございますが、下水道使用料の公共、特環分、他会計負担金等が計上されておまして、それぞれ21億2,449万8,000円でございます。2の営業費用でございますが、管渠費、浄化センター費、処理場費の管理運営費を計上しておまして、処理場費が3地区4億4,816万3,000円となっております。また、減価償却費ということで8億2,419万円を計上させていただきます。計14億6,131万5,000円でございます。営業利益につきましては6億6,318万3,000円でございます。

3の営業外収益といたしまして、引当金戻入益が162万7,000円となるものでございます。

4の営業外費用でございますが、支払利息が多く、6億5,709万9,000円でございます、主なものです。前年度繰越欠損金を入れました当年度未処理欠損金につきましては、3億9,530万7,000円でございます。次に、54、55ページを御覧いただきたいと思っております。下水道事業の財政状態を表します貸借対照表でございますが、貸借対照表につきましては年度末現在の財産状況を資産と負債、資本の区分で表しておりまして、本市につきましては、約400キロメートルの管路と大小あわせまして134カ所のポンプ場、3カ所の下水道処理施設を設けまして、建設費に膨大な投資を行いまして、その施設管理と運営をいたしております。

平成21年度の資産合計でございますが、488億3,144万3,000円を有しております。負債額につきましては14億4,890万6,000円、資本が473億8,253万7,000円になっております。まず、固定資産でございますが、有形、無形等にわけておりまして、年度末償却未済高につきましては、有形固定資産につきましては土地、建物、構築物、機械、装置等に区分されておりまして、構築物が大きなものでございまして399億6,387万円でございます。これにつきましては、污水管等、また処理場等の建設の関係でございます。修繕費等でございます。その次に大きいのが、機械及び装置の52億5,620万8,000円でございます。ポンプや機械等設備で毎年減価償却を行っております。

2番目の流動資産でございますが、年度末現在の現金預金と未収金などでございますが、計6億4,295万3,000円でございます。

負債につきましては、返済の期間によりまして、それぞれ固定負債と流動負債に区分しておりまして、資本費平準化債、未払金が主なものでございまして、計14億4,890万6,000円でございます。

次の資本でございますが、借入資本金につきましては建設改良の財源として借り入れました起債でございまして、平成21年度末の起債残高は254億6,000万円余がでございます。

剰余金といたしまして、建設補助の目的で来ました国からの補助金が主なものでございまして、約149億7,000万円余でございます。

欠損金といたしまして、当年度未処理欠損金3億9,530万7,000円でありまして、資本の計473億8,253万7,000円でございます、負債資本合計につきましては488億3,144万3,000円になります。

それでは、60ページをお願いいたします。目、節の内容説明の関係でございますが、浄化センター管理費につきましては、浄化センターの藤森所長のほうから御説明申しあげますので、よろしくお願いたします。

下水道事業会計の収益的収入の関係でございますが、トータルで21億9,432万3,000円でございます。営業収益の関係でございますが、下水道使用料が主な内容でございまして14億639万8,000円でございます。他会計負担金の7億7,938万6,000円につきましては、地方公営企業操出基準に基づきます一般会計からの繰入金でございます。その他の営業収益でございますが、592万8,000円につきましては農集の使用料徴収経費負担金が主な内容でございます。

次に営業外収益でございますが、退職給与引当金戻入益ということで162万7,000円を計上させていただきます。

次ですが、ページをめくっていただきまして、収益的支出の関係でございます。62、63ページからでございますが、お願いするものであります。

管渠費6,444万5,000円でございますが、これにつきましては、マンホールポンプ場、管路施設の管理費

でございます。この中の主な内容の委託料の2, 445万2, 000円につきましては、マンホールポンプ場の管理費と管路清掃の清掃費、調査等でございます。

修繕費の2, 045万3, 000円につきましては、非常通報装置の更新に伴います、集中監視装置に伴います機器の更新が主な内容でございます。

工事請負費450万円につきましては、舗装復旧でございますし、動力費1, 085万3, 000円につきましては、マンホールポンプ場の電気料でございます。

浄化センターにつきましては、藤森所長より御説明させていただきます。

○浄化センター所長 2目の浄化センター費をお願いいたします。これにつきましては、日2万トン、年間792万2, 000トンに伴います、処理水量に伴う維持管理でございます。主なものにつきましては、63ページの委託料でございます。下から4番目の運転管理業務委託料9, 196万円でございますが、これについては、処理能力、日3万700トンの処理能力に対する管理委託料でございます。

その下の脱水ケーキ処理委託料ですが、1億2, 066万6, 000円でございますが、これについては主にセメント会社のほうへ委託して運搬する費用でございます。

その下の修繕費でございますけれども、営繕修繕費800万円。これについては小さな小破修理に伴う金額でございます。施設修繕費につきましては4, 389万8, 000円ということで、これについては、脱水機、沈砂池、ポンプ等の修繕ということでございます。

その下の動力費6, 388万2, 000円でございますけれども、これについては、年間383万2, 000キロワットに伴います施設の動力費ということでございます。

その下の薬品費でございますが、これについては4, 997万9, 000円ということで、水処理に對します薬品費ということで、水処理の促進費、汚泥の促進費とか、そういう処理の凝集剤等の薬品ということでございます。以上でございます。

○下水道課長 64ページの3目の小野水処理場費でございますが、これにつきましては、この1, 938万3, 000円につきましては、辰野町のほうに委託するものでございます。

○浄化センター所長 4目の楢川処理場費でございますが、これにつきましては、日550立方メートル、年間で20万トンの処理に対する維持管理費ということでございまして、18節の委託料でございますけれども、1, 453万5, 000円ということで、主なものについては、汚泥の運搬委託料831万6, 000円ということで、年1, 650トンの汚泥を出すということでございます。それと、運転管理業務委託料といたしまして、処理能力1, 400トンということで605万円ということでございます。

その下、修繕費330万円でございますが、これについては、汚泥のポンプ、破砕機等の修繕ということでございます。

その下の動力費259万2, 000円でございますが、12万6, 000キロワット、年間でございますが、その動力費ということでございます。以上でございます。

○下水道課長 引き続き6目の水質規制費でございますが、708万4, 000円につきましては、主な内容につきましては、事業所の排水検査等の委託でございまして、これが16カ所でございます。

次の目の、7目の普及促進費の関係でございますが、これにつきましては、私設ポンプ設置補助金等が主な内容で

ございます。

次、65ページをお願いします。業務費の6,768万8,000円の主な内容につきましては、委託料1,734万4,000円につきましては、上水道課等への検針委託が主な内容でございます。

次、66ページをお願いいたします。負担金の1,187万8,000円につきましては、水道の満期メーターの交換が主な内容でございます。

総係費5,226万6,000円につきましては、これにつきましては経常経費が主な内容でございます。

67ページをお願いします。67ページの10目の減価償却費につきましては、8億2,419万円を計上させていただきます。

次、ページをめくっていただきまして68ページの営業外費用でございますが、主な内容につきましては支払利息及び企業債取扱諸費の関係につきまして、企業債の利息ということで6億5,709万9,000円が主な内容でございます。過年度に借入れた起債の利子が主な内容でございます。

次の消費税の3,787万1,000円につきましては、これについては借受けと仮払いとの関係での消費税でございます。

次の繰延勘定償却438万5,000円につきましては、老朽施設の償却分でございます。

次、ページをめくっていただきまして70ページでございますが、資金的収入の関係で12億7,922万1,000円でございますが、この中で目の企業債でございますが、10億730万円でございますが、これにつきましては、補助事業の補助裏と単独事業費の関係についての起債を借りさせていただいております。次の資本費平準化債につきましては、世代間の負担の公平化を図る観点から事業費の負担の一部を今年度に繰り入れるために借入れた5億円でございます。予定しているものです。

次ですが、3の他会計負担金の関係でございますが、これにつきましては、1億9,753万1,000円につきましては、そのうち他会計負担金1億7,061万4,000円につきましては、地方公営企業操出基準によります一般会計からの繰り入れでございます。また、建設工事負担金の1,122万円につきましては、上水道等の同時埋設に伴います負担金でございます。また、受益者負担金の1,569万7,000円につきましては、事業費に充てるために事業費により受益を受ける者からいただくものでございます。

次に71ページをお願いいたします。国庫補助金の7,438万円につきましては、それぞれ国庫補助事業に係ります補助金ということで、50%。総事業費1億4,876万円でございますが、その50%分でございます。

72ページをお願いします。資金的支出の関係でございますが、20億9,367万9,000円でございますが、それぞれの科目について、項と目について概要を説明させていただきますが、目の公共下水道事業の管渠施設費でございますが、2億8,087万2,000円でございますが、主な内容の委託料の7,420万円につきましては、実施設計、長期事業化計画等の事業分と、また事業認可の変更が主なものでございます。

また、工事請負費1億7,210万円につきましては、管渠工事と雨水渠工事ということで、国道関連の、19号関連で田川3号、また管渠工事につきましては大門七区ほかの箇所を予定しております。次は、所長のほうから。

○浄化センター所長 処理場の建設費でございます。委託料3,700万円でございますけれども、これにつきましては、改築工事ということで2期の改築事業に入っていきたいということで、一応、平成21年に委託いたしまして、平成22年から本格的に工事に入っていくということで、内容につきましては、主に主ポンプの更新とか、濃縮タン

ク、あるいは脱水機の更新等、ホッパーの更新の委託でございます。事業団のほうへ委託するものでございます。以上です。

○下水道課長 次の6目の特定環境保全公共下水道事業管渠施設費でございますが、これにつきましては、3,070万1,000円につきましては、委託料の1,110万円の関係につきましては認可変更が主な内容でございます。また、工事請負費1,260万円につきましては、管渠としまして840万円、道路復旧で420万円を予定しております。

次の目の企業債償還金でございますが、これにつきましては17億4,498万6,000円は過年度分の起債の元金分の償還が主な内容でございます。起債残高につきましては、企業債254億円余、資本費平準化債が12億円ということでございまして、約267億円でございます。以上で、平成21年度の下水道事業会計の予算説明を終わらせていただきますので、よろしく御審査をお願いします。

○委員長 委員から質問ありますか。

○白木俊嗣委員 私も良くわからなくていけないけれど、最終処分場は去年、工事が始まったのではないですか。

○浄化センター所長 浄化センターのほうですか。一期工事が平成17年に始まりまして、平成20年に一期工事が終わるところでございます。

○白木俊嗣委員 金額はどのくらいですか。

○浄化センター所長 金額は、設計費とかいろいろ入れまして13億1,250万円ほどでございます。

○白木俊嗣委員 見ていて良くわからないのだけれど、70ページの企業債が前年対比で約10億円ですね、そして、73ページのほうの企業債の償還で9億円から落ちていますね。この関係を少し説明してください。

○下水道課長 企業債につきましては、これの主な内容につきましては、補償金免除の繰上償還の関係につきましては、借換負債の関係でございまして、それぞれ利率によりまして借換負債の関係で当初から比べまして、7%、6%、そして、今度は5%ということです。その主な内容です。

○白木俊嗣委員 借り換えをしたということですね。

○下水道課長 そうです。その関係の関係と、あと、浄化センターの事業費につきまして、今年について御案内のとおり第一期が終わったということで、第二期分についての委託料が3,700万円ということで事業費が下りてくるということが主な内容でございます。

○白木俊嗣委員 起債の合計は、その分だけ減っているわけですね。

○下水道課長 はい、そうでございます。

○白木俊嗣委員 スラスラ説明してくれるものだから、全く数字が読み取れなくて。

○下水道課長 すみません、どうも説明が下手で。

○白木俊嗣委員 いや、あまり上手すぎるものだから、いけない。

○中村努委員 細かいことなのですが、62ページの浄化センター費の環境保全委員会の関係なのですが、これは以前に太田委員からも指摘があったかと思うのですけれども、これはおそらく浄化センターを造る時の補償関係について設置された委員会だと思うのですが、それをいまだに残しておく根拠は何かということが1点と、その下の臭気観察モニターというのは、これは周辺の住民から非常に臭い、臭いという苦情が出ていて、きのうの自然博物館の話ではないのですけれども、そこにいる人は何も感じないと。その因果関係を調べてくれということで、周辺の方に協力し

ていただいたらどうかということで、もうその結論は出ているのですけれども、決して経常的な経費として始まったものではないのですが、いまだに報酬を支払ってまでやってもらう理由を教えてください。

○浄化センター所長 まず、臭気モニターのほうから。いま現在、7人の近所の人をお願いしているわけなのですが、臭っても、天気とか気温とか、気候によって臭いがなかなか特定できないというような形の中で、引き続きお願いしているところなのですけれども、今、頼んでいる方も、表の家で臭っていてもその裏では臭わないとかいうことがありまして、なかなか臭いというのは、その人の感覚もあると思うのですけれども、なかなか特定というか、因果関係がなかなかつかめないのが実情でありまして、もうしばらく、引き続きお願いしてやっていきたいなというふうに思っております。

もう1つ、環境保全委員会の関係ですけれども、昭和五十何年頃から建設をやっているのですけれども、その当時から、芳川とか笹賀、吉田ですか、3地区でそういう会議が、会議と言うか対策委員会ですか、そういうものがありまして、その中で名前は環境保全委員会というような名前ではないのですけれども、それに近いような会議を毎年もってきたような、いわゆる契約というか、そういう中でうたわれていまして、毎年引き続きやっているような状況でございます。

○中村努委員 その契約自体も、これだけ年数がたっているわけですから、変更していくというようなことも大事かと思えます。臭気モニターについては、要は、臭う可能性があるというのは、残渣を運び出すときのシャッターの開け閉め、そのくらいしか可能性がないはずなのです。その時間帯と臭う時間帯をすり合わせてみれば、因果関係がはっきりするわけですから、それをやってくださいよとお願いしたのですよね。ですから、もう1回、もしやるのであれば、本当に浄化センターの臭いなのか、または近所でバキュームカーが吸い上げている時の臭いなのかかわからないわけですね。いつまでも責任を追求されるようなことがあってはいけませんので、早く結論を出して、こういったことはもう止めたほうが、私は良いと思いますので、お願いします。

○委員長 答弁はいいですか。

○中村努委員 はい。続けて、前にも1回聞いたことがあるかもしれませんが、69ページの一番下、過年度損益修正損448万円、不納欠損金外、これはどういうものかという説明をお願いします。

○下水道課長 これにつきましては、平成15年度と平成16年度における使用料の不納欠損で、使用料の関係でございます。

○中村努委員 それは、時効ということですか。

○下水道課長 倒産とか、転出で不明になったとか、そういう関係です。

○太田茂実委員 普及率はほとんど100%近くなってきて、マンホールポンプというのは、全体では何基ぐらいあるのですか。

○下水道課長 公共が134カ所で、農集が230カ所近くになります。

○太田茂実委員 ほとんど同時に設置されているわけけれども、耐久年数というか、それはいつ頃到来するのですか。

○下水道課長 マンホールポンプにつきましては15年とか決まっていますが、一応、エンペラと言って羽根の部分が一番傷むものですから、それについては修理をさせていただきますし、また、能力によりまして、1.5とか2.2とかございますので、オーバーホールをして費用対効果が安いほうについては、オーバーホールをさせていただきます

して、オーバーホールしても価値がないものについては交換ということで、そういうことで考えておまして、年次的に修理につきましても平準化を図ってやっております。

○**太田茂実委員** では、年次的にそういう点検をしてやっているということだと思いますが、これが事故になった時には大変なことになりますので、そういった点をぜひ気をつけてやっていただきたい。樋川のものはマンホールポンプはなかったかな、あるのですか。

○**下水道課長** 樋川はございます。樋川地区もございます。

○**白木俊嗣委員** どう見てもわからないのだけれど、新予算の時には、起債の年次ごとの移動というものは、何か表が出ないのですか、予算の時には、決算の時には何か出たような気がしたのだけれど。

○**下水道課長** 決算の時には出させていただいています。

○**白木俊嗣委員** 先の、別のほうの説明で、今年がピークになるなどと言われたもので、一所懸命見ているのだが、表がないから見ようがないのです。

もう一つは、下水道の使用料が前年に対して2,300万円から、2,360万円ですか、から減ってきているけれど、私たち素人が考えると、例えば家が建たなくても多少伸びるような気がするのです。なぜ減になるのか、教えて欲しい。

○**下水道課長** これにつきましては、便器とか節水機能の普及と、あとは、核家族化と言いますか、家族の関係についてもだいたい単身の方が多いというようなことも、諸般の事情等がございまして、このような状態になっているというようなことです。あと、工場出荷だとか、工場の関係とかいろいろの関係がございましてものですから。

○**委員長** ほかにありますか。ないようですので、平成21年度塩尻市下水道事業会計予算については、原案のとおり認めるに異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第25号平成21年度塩尻市下水道事業会計予算については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第26号 平成21年度塩尻市農業集落排水事業会計予算

○**委員長** 次に進みます。議案第26号平成21年度塩尻市農業集落排水事業会計予算についてを議題といたします。説明を求めます。

○**下水道課長** よろしく申し上げます。議案第26号平成21年度塩尻市農業集落排水事業会計予算につきまして、御説明をさせていただきます。予算書の75ページをお願いするものであります。お聞き願いたいと思います。

まず3条の関係でございますが、税込みで御説明させていただきますが、3条の収益的収支でございますが、収入総額につきましては3億3,934万3,000円でございます。支出でございますが、3億4,140万3,000円でございます。当年度未処理欠損金といたしまして税抜きで1億2,548万7,000円でございます。

次、76ページをお願いします。4条の資本的収支の関係でございますが、資本的収入といたしまして7,645万4,000円、資本的支出といたしまして2億1,883万5,000円でございます。収支差引不足額につきましては、税込みで1億4,238万1,000円につきまして、この不足額につきましては過年度、当年度分の損益勘定留保資金で補てんをさせていただきます。

第5条の債務負担行為でございますが、これにつきましては、排水設備改造資金の融資幹旋事業につきましての損失補償でございます。

次、6条の企業債でございますが、これにつきましては、限度額といたしまして2,430万円といたしまして、これにつきましては主に補償金免除繰上償還に伴います借り換え債でございます。

7条の一時借入金の限度額につきましては2,000万円でございますし、8条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用と、第9条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして職員給与費といたしまして、949万7,000円を計上させていただきました。

また、第10条の他会計からの補助金ということでございまして、一般会計から農業集落排水事業の費用に充てるために754万8,000円を受けるものでございます。

また、11条のたな卸資産購入限度額につきましては、41万6,000円でございますし、マンホールのふたでございます。

次に、79、80ページをお願いいたします。3条の収益的収入及び支出の関係でございますが、収入の関係でございますが、農業集落排水事業収益でございまして、営業収益でございまして3億3,178万8,000円の主な内容につきましては、農業集落排水施設使用料の1億566万5,000円が主な内容でございますし、また、他会計負担金といたしまして2億2,601万2,000円でございますが、これにつきましては、一般会計からの地方公営企業繰出基準に基づきます負担金でございます。

また、営業外収益の主な内容につきましては、他会計補助金といたしまして754万8,000円でございます。

次、支出の関係ですが、80ページをお願いするものでございますが、農業集落排水事業費用の項でございますが、営業費用といたしまして2億4,788万8,000円でございます。これにつきましては、それぞれ管渠費等がございますが、これについては、目、節につきましては後のページのほうで御説明させていただきます。

営業外費用といたしましては9,120万9,000円でございますが、これについては過年度に借り入れた利息が主な内容でございます。

次、ページをめくっていただきまして81、82ページをお願いするものであります。収入の関係でございますが、資本的収入の企業債でございますが、2,430万円でございます。また、負担金といたしまして、他会計負担金といたしまして4,765万4,000円。受益者分担金につきましては、汚水ます等の掘り出しの関係での負担金でございますし、82ページの資本的支出の建設改良費につきましては、485万8,000円ということですが、それぞれ農業集落排水の施設管渠整備。また、企業債の償還金といたしまして2億1,397万7,000円を計上させていただきます。支出の総額は2億1,883万5,000円でございます。

ページをめくっていただきまして90ページをお願いするものであります。平成21年度の塩尻市の農業集落排水事業の経営成績を表します損益計算書でございますが、税抜きで記載をさせていただいております。収益の営業収益でございますが、農業集落排水の施設使用料等で関係ございまして、これにつきましては使用料が1億63万3,000円、他会計負担金といたしまして2億2,601万2,000円ということで、3億2,675万6,000円でございます。営業費用といたしまして管渠費、浄化センター費等の関係等の維持管理費が主な内容でございます。また、減価償却費の1億3,945万8,000円を入れまして、営業費用がトータルで2億4,329万4,000円でございます。営業利益といたしまして8,346万2,000円となっております。

また、営業外収益といたしまして、他会計の補助金754万8,000円を入れましてが主な内容でございまして、当年度の未処理欠損金としましては1億2,548万7,000円を計上させていただくものでございます。

次に、ページをめくっていただきまして91、92ページをお願いするものであります。農業集落排水事業の財政状態を表します貸借対照表でございますが、貸借対照表につきましては年度末現在の財産状況を資産と負債、資本の区分に分けておりまして、本市につきましては、延長約720キロメートルの暗渠と大小あわせまして60カ所のポンプ場、細かいものも入れまして9カ所の下水処理施設を設けておりまして、建設費に膨大な投資を行っておりまして、その施設の管理運営をいたしております。

平成21年度の資産合計でございますが、91億2,437万3,000円の計上でございます。

次に92ページを御覧いただきたいと思いますが、92ページにつきましては、負債額につきましては4,543万2,000円でございます。また、資本費総額につきましては90億7,894万1,000円となっております。

まず固定資産の関係ですが、それぞれ有形固定資産等に区分されておまして、それぞれ、土地、建物、構築物、機械、装置等が主な内容でございまして、トータルでございまして4億6,869万5,000円でございます。これにつきましては、汚水タンクの処理場等の建築でございまして、建設費でございまして、その次に大きいのは、機械及び装置でございまして、これについては11億1,406万8,000円でございます、ポンプや機械等の設備でございます。これについては、毎年減価償却しております。

また、2番目の流動資産につきましては、年度末現在の現金預金と未収金の額でございまして、これにつきましては2,515万7,000円でございます。あわせまして資産合計につきましては91億2,437万3,000円となっております。

また、負債につきましては、返済の期間によりまして、それぞれ固定負債と流動負債に区分しております。負債につきましては資本費平準化債、未払金が主な内容でございまして、4,543万2,000円でございます。

資本の部でございますが、借入資本金といたしまして、建設改良の財源として借り入れました起債でございまして、平成20年度末の起債残高は約37億9,648万5,000円となっているものでございます。剰余金といたしまして、資本剰余金につきましては建設補助の目的でおきました県からの補助金などの内容につきまして約35億9,100万円余を計上させていただきます。欠損金といたしまして、当年度未処理欠損金1億2,548万7,000円を計上させていただきまして、資本合計で90億7,894万1,000円でございます。負債資本合計91億2,437万3,000円となります。

恐れ入りますが、ページをめくっていただきまして97ページをお願いするものであります。農業集落排水事業会計の3条の収益的収入及び支出の関係でございますが、収益的収入につきましては、3億3,934万3,000円でございます。使用料につきましては1億566万5,000円を計上させていただきました。また、他会計負担金につきましては、2億2,601万2,000円でございます、地方公営企業操出基準によりまして一般会計からの繰入金でございます。

営業外収益の関係につきましては、主な内容につきましては、他会計補助金の754万8,000円でございます、一般会計からの補助金等の関係でございます。

次、ページをめくっていただきまして99ページをお願いいたします。収益的支出の関係でございますが、支出につきましては3億4,140万3,000円でございます。まず、目の管渠費の関係でございますが、2,748万

9, 000円でございますが、この主な内容につきましては、マンホールポンプ場60カ所、管路施設79キロメートルの管理費でございます。委託料の831万円の関係につきましては、管路施設等の清掃と調査等、またマンホールポンプ場の管理委託が主な内容でございます。修繕費1,365万円につきましては、非常通報装置の更新に伴います、集中監視装置に伴います機器の更新でございます。また、動力費の341万9,000円につきましては、ポンプ場の電気料でございます。

2目の浄化センター費につきましては、藤森所長より御説明をさせていただきます。

○浄化センター所長 2目の浄化センター費でございます。6,291万3,000円ということで、主なものについては委託料ということで、3,103万8,000円でございます。主なものにつきましては、汚物の汲取等委託料ということで1,519万9,000円ということで、汚泥の処理費は年に2,400トンの汚泥の処理の費用でございます。その下の浄化センター管理委託料でございますが、1,535万円ということで、これについては農集9カ所の処理委託ということで、年間57万5,000トンの処理の委託でございます。100ページをお願いしたいと思いますが、その下の修繕費ですが、施設修繕費ということで1,318万円。これについては、ポンプ設備とか、ブローワー、汚泥処理設備、電気設備等の修繕費ということでございます。その下の動力費1,634万4,000円ですが、これについては電気料ということで、月7万3,200キロワットの動力費ということでございます。以上です。

○下水道課長 次に4目の普及促進費でございますが、この主な内容につきましては、私設ポンプ設置補助金が1カ所と排水設備改造資金の利子補給をしてございます。

次、5目の業務費509万7,000円につきましては、農業集落排水の使用料の徴収経費負担金が主な内容でございます。

6目の総係費につきましては1,119万1,000円につきましては、経常経費が主な内容でございます。

次に、ページをめくっていただきまして101ページでございますが、7目の減価償却費につきましては1億3,945万8,000円を計上させていただきました。

次の2款の営業外費用の関係で、1目の支払利息及び企業債取扱諸費でございますが、これにつきましては8,665万3,000円の計上でございますが、主な内容につきましては企業債の利息ということで8,655万4,000円ということでございまして、これにつきましては、過年度に借りました起債の償還の利息でございます。

消費税につきましては249万6,000円をお願いするものでございます。これについては、借受け、仮払い等の関係から、消費税等の関係でございます。

次、ページをめくっていただきまして103ページの資本的収入の関係でございますが、お願いいたします。資本的収入につきましては7,645万4,000円でございます。主な内容につきましては、企業債といたしまして2,430万円を計上させていただいております。これにつきましては、補償金免除繰上償還の公営企業の借換債ということで、2,430万円を計上させていただいております。

3目負担金でございますが、他会計負担金といたしまして4,765万4,000円は一般会計からの負担金でございますし、また、受益者分担金につきましては農業集落排水事業の受益者からの分担金でございます。450万円の計上をさせていただきました。

次に104ページをお願いするものであります。建設改良費の主な関係で、農業集落排水事業管渠施設費でござい

ますが、委託料といたしまして45万円と、あと、工事請負費といたしまして管渠工事ということで410万円、汚水ます等の汚泥出し等の関係を予定しているものでございます。

次、2番の企業債償還金につきましての関係については、2億1,397万7,000円でございますが、これにつきましては、過年度に借り入れました企業債の元金の償還金が主な内容でございます。以上をもちまして平成21年度の農業集落排水事業会計予算の説明をさせていただきましたので、よろしく御審査をお願いするものであります。

○**委員長** 質疑を行います。委員より質問ありますか。質問はありませんか。

○**太田茂実委員** 普及促進費とあるのですが、まだ水洗化をしてないというお宅は何軒くらいあるのですか。

○**下水道課長** 農業集落排水事業につきましては、平成20年の関係でございますが、まず塩尻市の農集につきましては、今のところ、水洗化率が86.2%ということでございます。これでございますが、基本的には約200戸の方がまだ水洗化していない。また、贄川処理区につきましては、この方につきましては、まだ51軒の方が水洗化していないというような形でございます。

○**太田茂実委員** それは、どうするわけですか。

○**下水道課長** これにつきましては、私ども、普及促進でPRに努めておりますし、また、水洗化に伴っていろいろPRをさせていただいているところでございますが、それぞれ御家庭のほうの事情がございまして、また、高齢者ということになりまして、だいぶお年寄りの一人暮らしという方が多いものですから、そういう関係で息子さんの所へ行くとか、そういうような形でございまして、いろいろな諸般の事情がございまして。また、農集の場合につきましては、おかげさまで分担金等については、一切未納はございませんので。

○**太田茂実委員** 未納がないということは、

○**下水道課長** 今まで、農集の場合は地区の地元のほうで収納させていただいた関係で、分担金につきましてはまとめてやっていますし、また、私どももそれぞれ推進委員会というものがございまして、そちらの方にもお願いして、もう解散してしまいましたけれど、一応、PRに努めさせていただいているという状態でございます。御理解いただきたいと思います。

○**太田茂実委員** 御理解は良いけれど、これだけ普及させて、資本投下してやっているのに、まだ水洗化しないということは、やはりまずいことだと思うのです。だから、そこに促進費をどんどん使って、そして促進するというような方向でぜひ、進めてください。

○**白木俊嗣委員** 関連して、もう終わってしまったけれど、下水道の場合には、加入率というものはどのくらいで、どのくらい加入していない人がいるのですか。

○**下水道課長** 公共と特環の関係につきましては、これにつきましては全部で2万2,000戸余を予定してまして、その中において、1万9,900戸ということでございますので、おかげさまで水洗化率は95%ということでございます。もうあと、だいたい100軒余ばかり。22,000から19,000戸、そうです、3,000戸の方がまだということでございます。

○**白木俊嗣委員** 私はすぐ言いたくなるのは、都市計画税を納めて、その関連で言われるのは、市街化区域の下水道の整備がどうのこうのといつも言われていたのです。そういう地区が加入95%という数字が出ているけれど、今、話を聞いていけば、両方では250軒くらいあるわけですか、農集のほうで。そうすると、市街化区域の者が、下水道の普及だ、なんだかんだと理由をつけられて都市計画税を納めている理由がなくなってくると思う。

○下水道課長 塩尻処理区につきましては、公共の工業地域の都市計画区域内の市街化区域につきましては、おかげさまで今の所、100軒ばかりというところでありまして、公共関連特環の関係で、市街化調整区域は、その他区域の値につきましては、これは農村地帯が主な内容でございまして、これにつきましては御案内のとおり核家族化が進んでおりまして、いろいろとPRに努めているところでございますが、こういう状態だということでございます。

○白木俊嗣委員 それはわかっているのです。わかっている、あえて言うのだけれど、市街化区域の中でも、下水道が入った中でも調整区域の人たちもいる。その中で、もうここまで来れば、整備は一緒だから、道路にしても下水にしても、もう、農村だ、市街化区域だという区別はなくなってしまってきている。だとしたら、一律に、都市計画なら都市計画税を課税すべきだと思う。そうすると、行政の皆さんは、何かと言うと、下水道整備はよそより先にやっているとか、都市下水道やっているとかいうような理由をつけてものを言われるので、これだけ全部整備されて、そのような加入率でいけば、一律に都市計画税が必要だとするならば、一律に課税すべきだと思う。さもなければ、税の公平からいっても問題があると思う。これは、自分でわかって言っているのだから、また一般質問なり何なりをするけれど、非常に矛盾を感じる。それだけ。

○委員長 答弁は良いですか。

○白木俊嗣委員 答弁はいいです。

○太田茂実委員 この前、お聞きしたのだけれど、市街化区域、調整区域でもいいのだけれど、そういう普及配管をしてあるにもかかわらず浄化槽をいまだに使っていると。その処理された水は、地下浸透かせんげへ流すというのが、結構あると思うのです。そういうものは、この前質問したけれど、その後だいぶ解消されていますか。件数がわかったら。

○下水道課長 解消されています。おかげさまで今、浄化槽についても耐用年数とかがございまして、今の所35軒ばかり、また解消させていただけるという形でございまして。それから、いろいろとまた、委員からもいろいろ御指導賜ったところでございますので、できましたら私どもも、浄化槽について、集合住宅においてその耐用年数を見ながら、個人の考えもありますので、PRに努めさせていただきます。

○太田茂実委員 個人の考えは、もう聞いてはいけません。資本かけて配管したのに、自分で浄化槽を使って地下浸透かなんかしているのだから。そういうものが結構あると思いますよ。それは、本人の意向ではなくて、強制的にある程度やってやらないと、市がそれだけ資本投下しているのだから、まずいと思う。

○中村努委員 基本的なことで、今、農集排の区域では受益者負担金というものは完全にいただいているという話だったのですが、普通、公共で言うと、ますをつけた段階で受益者負担金も払い、下水道料金の発生もあるわけですね。農集排の場合は、受益者負担金を出してもますまでは付かないのですか。

○下水道課長 農集の場合につきましてもますは付きます。農集につきましては、1家屋1人と言いますか、1タンク1人ということで、それについては建設の段階からいくらかの地元負担金をいただいております。公共下水の場合につきましては、その土地に対する受益でございまして、その土地ごとにますが付きますので、後年度に5年間に20回で分担金、負担金と言いますかをいただいているような形でございます。農集の場合については、建設工事の段階から受益者分担金といたしまして、建設代金の一部は毎年いただいております、年度ごとに。

○中村努委員 そうすると、私たちの感覚で言うと、ますが付いた時点で下水道の供用が始まったというふうに思っていたのですけれど。だけれど、農集のほうでは違うということが良いわけですね。

○下水道課長 説明が悪くて申し訳ありませんが、整備率につきましては汚水枘が付いた所で、農集のほうともまったく同じでございます。ただ、水洗化率につきましては、宅内で水洗化しないと、そのます自体に来ないものですから、それで水洗化すると、ますの所に来て使用料が生じるということでございます。

○永井泰仁委員 塩尻市でこの下水道の関係で、浄化槽に頼らざるを得ないのは、だいたい地形的とか、いろいろで基準ができていますと思いますが、何戸くらいですか。

○下水道課長 約130軒と見込んでおります。これについては、個別と集合の判断をさせていただきまして、将来の維持管理費というものを検討させていただきまして、個別処理をやる所は130軒余、個人の住宅はです。

○永井泰仁委員 おおむねどの辺とかはわかりますか、場所的なことは、地域的な。

○下水道課長 これにつきましては、片丘の地籍とか、細かいところまでは、片丘の東山とか、そういうところがございます。私どもにエリアマップ等がございまして、戸別に1軒1軒。

○委員長 ほかにありますか。ないようですので、平成21年度塩尻市農業集落排水事業会計予算については、原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第26号は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。それでは、10分間休憩いたします。3時20分まで。

午後 3時 8分 休憩

午後 3時17分 再開

○委員長 それでは、再開いたします。

議案第28号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳出4款衛生費中1項保健衛生費

6目環境保全費中合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費

○委員長 平成20年度塩尻市一般会計補正予算をやります。歳出の衛生費中保健衛生費、環境保全費の合併浄化槽設置事業及び清掃費中のし尿処理費を議題といたします。水道事業部の審査を行います。説明を求めます。

○下水道課長 一般会計補正予算の関係でよろしかったですか。

○委員長 はい、そうです。

○下水道課長 51ページをお願いします。51ページの関係の合併処理浄化槽設置事業の196万2,000円の件でございますが、これにつきましては、事業費確定に基づきましての減額でございます。7人槽4基の補助金でございます。私からは以上です。

○衛生センター場長 52、53ページを御覧いただきながら、衛生費1目のし尿処理費の中で、事業費の電力使用料167万円でございますけれど、処理施設の運転の見直し等で、使用料が削減になったということで、167万円の減でございます。以上でございます。

○委員長 以上ですね。質疑を行います。質疑ないですね。平成20年度塩尻市一般会計補正予算のこの部分に対しては異議なしと認めます。

それでは、これで塩尻市一般会計補正予算について経済、建設、水道、各事業部関係すべての審査を終了いたします。

す。平成20年度塩尻市一般会計補正予算について、原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第28号平成20年度塩尻市一般会計補正予算については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第32号 平成20年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長 次に進みます。議案第32号平成20年度塩尻市簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。説明を求めます。

○上水道課長 議案第32号平成20年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。まず、第1条、歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出とも、本年度事業を実施してきた中での実績及び実績見込みによる補正でございます。補正額といたしましては、2,130万9,000円の減で、予算総額をそれぞれ3億8,924万1,000円とするものです。

次に第2条繰越明許費についてでございますが、4ページをお願いいたします。平成20年度におきます繰越明許費としましては、楢川簡易水道と贛川簡易水道の統合に係ります簡易水道施設建設事業におきまして、現場の施工条件が傾斜地、あるいはアクセス道路が狭小というような条件と、奈良井宿に近接いたしまして、資材の搬入、あるいは土砂等の搬出等の施工にあたりまして、極力外来者への影響を抑制して施工してきたこと。それとあわせて、入札方式の変更等により着工時期が遅れたこと等によりまして、配水池の築造工事の一部を繰り越せざるを得ない状況となりました。また、関連いたします中央監視施設工事の一部も繰り越しをすることから、工事費といたしまして7,669万円と、あわせて工事施工に係ります監理委託料110万3,000円を繰り越すということでございまして、繰越明許費7,779万3,000円をお願いするものです。なお、工事の進捗状況といたしましては、年度末におきましては進捗率70%を予定しまして、全体の工事のほうの完了は5月末日を予定しております。

次に、第3条の地方債の補正についてでございますが、5、6ページをお願いいたします。簡易水道事業におきます簡易水道施設整備事業債の借入限度額を、補助金の交付決定、実績、実績見込みによりまして補助基本額が確定したことによりまして、1,350万円を減額しまして1億9,950万円とするものでございます。

次に、歳入の補正について御説明いたします。10、11ページをお願いいたします。まず、簡易水道使用料のうち過年度分につきましては、収入実績によりまして53万円を増額するものです。

簡易水道整備事業補助金につきましては、楢川浄水場築造工事、中央監視施設工事、配水池築造工事、測量設計委託料等の補助対象事業の実績及び実績見込みによりまして、補助基本額が2,015万円減額となりました。これに伴いまして、補助金のほうを671万7,000円を減額するものです。

次に、一般会計繰入金につきましては、使用料等の歳入見込額を実績及び実績見込みによりまして歳出額を算出したしまして、一般会計からの繰入金を50万8,000円減額するものでございます。

前年度繰越金につきましては、平成19年度の決算によるものでございます。

受託工事収入につきましては、市道川岸線の道路改良関連でございまして、配水管布設工事の実績見込みによりまして18万円を減額するものでございます。

12、13ページをお願いいたします。消費税還付金につきましては、平成19年度の決算によりまして還付額が

確定したことから、95万1,000円を減額するものでございます。

簡易水道施設整備事業債につきましては、補助金同様に、補助基本額の減額によりまして1,350万円を減額するものです。以上、歳入といたしまして合計で、7ページの下にございますとおり2,130万9,000円の補正減額で、歳入総額は3億8,924万1,000円となります。

次に、歳出について御説明をいたします。14、15ページをお願いいたします。1目の維持管理費、施設維持管理費のメーター費につきましては、満期メータの取り替え、破損によるメーターの取り替えの購入実績から、不用額の70万円を減額するものです。また、浄水場管理費の医薬材料費につきましては、浄水に係ります次亜塩素酸ナトリウムなどの使用量の実績見込みにより19万3,000円を減額するものでございます。

次に、1目施設建設事業費の楢川簡易水道施設建設事業におきます設計委託料、監理委託料につきましては、入札等による実績により不用額をそれぞれ減額するものでございます。また、楢川浄水場建設工事につきましては、本年度施工いたしました楢川浄水場築造工事の確定、配水池築造工事費、中央監視施設工事の実績見込みにより1,885万4,000円を減額するものでございます。

次に管路整備事業であります。受託工事費として施工いたしました市道川岸線道路改良関連の配水管布設替工事の実績見込みにより、16万8,000円を減額するものです。以上、歳出としましては、歳入同様に、合計で2,130万9,000円の補正減額をいたしまして、歳出総額は3億8,924万1,000円とするものでございます。以上、よろしくをお願いいたします。

○委員長 質疑を行います。委員より質問ありますか。ないようですので、平成20年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算は、原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第32号の補正予算につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第34号 平成20年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第3号）

○委員長 次に進みます。議案第34号平成20年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。説明を求めます。

○下水道課長 よろしく申し上げます。議案第34号平成20年度塩尻市下水道事業会計補正予算につきまして、御説明をさせていただきます。業務の予定量の関係でございますが、公共下水道事業の既決予定額につきまして、5億6,301万7,000円分に補正予定額としまして1,511万5,000円でございます。これにつきましては、国の整備事業の第二次補正に基づきます予算につきましての補正について補正をお願いするものであります。

収益的収支の関係で支出の関係でございますが、これについては、事業費の確定ということでございまして、下水道事業費用につきましては、それぞれ、9,948万3,000円の減ということで、トータルといたしまして22億5,407万4,000円の計上でございます。

また、収入につきましては、資本的収入の関係で補助金でございますが、国の補助金等で890万円の補正増ということでございまして、24億3,235万円の計上でございます。

支出につきましては、補正予定額といたしまして5,931万5,000円でございます。これにつきまして主

な内容につきましては、建設改良費1,511万5,000円でございますが、これにつきましては、今、奈良井川5号の関係につきまして、齒科大の坂をやっている所でございますが、これにつきまして布設ができていますので、どうしても今年中につなげたいということでございまして、この工事費につきましては繰越事業になりますけれど、これについてはまたいろいろと皆さんに御迷惑をかけますけれど、よろしくお願ひしたいと思います。

次でございますが、ページをめくっていただきまして歳出の関係でございますが、9、10ページのほうでそれぞれの節についての説明をさせていただきます。

○浄化センター所長 2目の浄化センター費でございますけれども、これについては事業費確定のものでございます。特に、委託料につきまして脱水ケーキ委託料500万円の減というので、これにつきましては処理単価、運搬単価が下がったために500万円の減です。薬品費の600万円の減ということにつきましては、消化運転がうまくいったために消化促進剤等を購入しなかったということの減でございます。樋川処理場につきましても、事業費の確定に伴うものでございます。以上でございます。

○下水道課長 11目の資産減耗費につきましては、浄化センターの施設解除に伴います固定資産の減額でございます。歳出は伴っていません。

営業外費用の関係でございますが、企業債の関係につきまして、減額で1億10万円の計上でございますが、これにつきましては公的補償金免除旧資金運用分10本、公営企業5本ということで、これにつきまして高利の7.1とか7.5%の資金利用につきましては、民間資金で0.57%から1.17%というような形で資金の借り換えによります減額の補正でございます。

次の10ページでございますが、国庫補助金につきまして890万円につきましては、下水道建設事業国庫補助金ということで890万円の計上でございます。

ページをめくっていただきまして11ページをお願いするものでございますが、この内容につきまして、建設改良費の公共下水道事業管渠施設費の工事請負費、雨水渠工事につきまして、奈良井側右岸5号につきまして、12月補正でお願いしたものと今回の補正で、国の第二次補正予算で景気浮揚策で対応させていただきまして、奈良井川5号を全力投球で集中させていただきまして、齒科大の坂を終わらせる予定でございます。

市単公共下水道事業管渠施設費の負担金の88万5,000円につきましては、確定額でございますし、また、企業債償還金の4,420万円の計上につきましては、起債の償還方法が元利金等方式から元金に変えた関係で補正をお願いするものであります。以上が、補正予算の説明でございますので、よろしく御審査をお願いしたいと思います。

○委員長 質疑を行います。委員より質問ありますか。

○中村努委員 9ページの浄化センター施設等除却費、これについて少し説明してください。

○下水道課長 私どもでは、固定資産の関係につきまして、浄化センターのほうで補助金の適性対応法というものがございまして、20年たちますと、改築診断をさせていただきまして、それにつきまして更新とか、修繕が可能であった場合につきましては、固定資産の台帳につきましては改良の予定がございますので、これを除却いたしまして、新しい資産と取り替えるということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○太田茂実委員 11ページの公共下水道の雨水渠工事の1,600万円、増工ということですか。どういう増額になっていますか。

○下水道課長 今、奈良井川道路の関係でございますが、雨水渠で齒科大の坂の所を工事を集中的にやらせていた

だいていますが、既存の高校北から来た所に上流区ができておりまして、その間の関係をどうしても今年予算でつなげたいと思ひまして。それと、あと、足りない部分の事業費を要望して、そこまでつなげたいということございまして、国の第二次補正予算で付いたものですから補正をお願いするものであります。

○太田茂実委員 国の補正ですね。

○下水道課長 はい、そうでございます。景気浮揚策でありまして。

○中村努委員 一番最後の企業債償還金の説明が、よくわからなかったものですから。

○下水道課長 説明が足りなくて、まことに恐縮でございます。企業債償還金につきまして、私どもは今まで、元利均等償還でやらさせていただいていたものでございますが、ここで、公債費の公的補償金免除で金融機関とやらさせていただいて、元金で償還したほうが、あとの期間が少ないものですから、有利ということございまして、それで元金ということに変えさせていただいたということでございます。

○中村努委員 そうすると、償還期間が短くなるということですか。

○下水道課長 償還期間は同じでございますが、元利均等でございますので、はじめは利息の占める割合が多いわけでございますね、元金を返す額よりも。それで徐々に元金がふえていくわけでございますが、もう償還期間がわずかになってきたものですから、ですから元金のほうがウェイトを占めるものが多いものですから、元利均等よりも元金で償還したほうが安いということでございます。

○白木俊嗣委員 つまらないことを聞くけれど、節の説明の頭に番号があるが、これは要するに一般会計の、今朝一番に言ったけれど、規則に載っている、その番号とは、企業会計というか、こういう下水道の場合には全然違うわけですか。

○下水道課長 はい、違います。

○白木俊嗣委員 それでは、これは、全然別に登録してあるということですね。

○下水道課長 はい、そうです。企業会計法でこのように決まっておりますので。

○委員長 よろしいですか、それで。

○白木俊嗣委員 一緒だと、例えば、委託料なら13だと、みんな記憶していますよね。こちらを見ると、18とか、全然違う番号が付いている。だから、見たときに困ることがある。普通の会計の場合には、1番が報酬となっているものが、こちらは給料になってみたりですね。ある程度こういうものは合わせてもらったほうが良いと思うのだけれど、また、法律改正をしてくれませんか。

○委員長 ほかにありますか。ないようですので、平成20年度塩尻市下水道事業会計補正予算については、原案のとおり認めるに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第34号の補正予算につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第35号 平成20年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）

○委員長 次に進みます。議案第35号平成20年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。説明を求めます。

○下水道課長 よろしくお願ひします。議案第35号の平成20年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算の關係の御説明をさせていただきます。第2條の關係でございますが、収入の關係でございますが、農業集落排水事業の収入の關係につきまして6,076万1,000円の増でございますが、3億4,434万8,000円の計上でございます。また、支出につきましては、確定額で840万円の減ということで、3億5,087万1,000円でございます。

また、3條の資本的収支の關係でございますが、収入ということで負担金といたしまして6,034万9,000円の減ということで、5,632万2,000円の計上でございます。支出でございますが、資本的支出の關係で企業債償還金につきまして20万円の補正ということで、2億1,269万1,000円の計上をお願いするものであります。

それでは、9、10ページの關係でございます。他会計負担金につきまして、一般会計からの負担金ということで、他会計補助金との相殺ということでございますが、1億6,696万4,000円の計上でございます。それによりまして、他会計補助金の關係について1億661万5,000円の減でございますが、トータルといたしまして、他会計負担金につきましては1億6,696万4,000円と、一般会計補助金の關係で1億661万5,000円。この關係につきましては、消費税の關係で、企業会計の最大のメリットにつきましては、3條の關係の減価償却の負担金に他会計負担金を取り入れますと、これは特定申告扱いということにならないものですから、消費税が還付される率が多いわけです。他会計補助金で建設関連の補助ということになりますと、特定申告の關係に基づきまして、これが減らすことになるものですから、このようなことを導入させていただいている所でございます。これについては、地方公営企業会計の操出基準の分流式というものなのです。關係が相殺されたものですから分流式下水道の負担金ということで計上させていただいてあります。そういうことで、消費税還付金については、41万2,000円になったということでございます。

次、支出の關係ですが、10ページになります。

○浄化センター所長 2目の浄化センター費でございますが、委託料については77万4,000円の減ということで、それぞれ業務が決まったものということでございます。

動力費70万円ということで、これも事業費確定ということで、70万円の減については、ポンプ類の運転をタイマーに変えて使用量を節減できたということでありまして、70万円の減というようなことでございます。以上でございます。

○下水道課長 営業外費用の關係ですが、利息につきましては確定額で35万円の減でございます。また、消費税につきましては、当初予算では支出する予定であげておいたのですが、これは、還付金に変わったということでございますので、減額が389万8,000円となったものでございます。以上でございます。よろしく御審査をお願いいたします。

○委員長 質疑を行います。質問ありますか。

○太田茂実委員 若神子の放流先は、若神子地籍の、奈良井川でその辺の水質は問題ないですね。

○浄化センター所長 これについては、放流水については水質検査等を行っておりまして、問題ないということで。

○森川雄三委員 全然この補正に關係ありませんけれど、今、言われた場面も含めて、例えば贄川の浄水場、それから今言った若神子の最終処理的なものは、ある程度、沢に流したり、本流へ流すのですよね。樋川の下水道も最終的

には大川へ流していくのですよね。ただ、やはり上流というイメージからしますと、それが大川へ出る場所、沢から大川へ出る場所、私はその辺を市でやるか、県でやるか、国でやっていただくか、いろいろ考えていただければ良いのですが、そこへたん活性炭のようなものを入れて、出てきた場所へ、それでさらに浄化をしてやるような施設というものを考えていただければ、ありがたいなと思うのです。どうですか。

○水道事業部長 大変御配慮いただき、ありがたいと思っております。ぜひ、下流の皆さんも大勢の市民がその水を利用しているということがございますので、イメージがよく、それから市内の、同じ市内ですので、市内の皆さんが理解できるような形の中で、ぜひ検討させていただきたいと思っております。建設部長もいますので、一級河川ですので、両方で少し検討させていただきまして、対応を検討してまいります。

○森川雄三委員 今、二人いるというけれど、経済部長も関係している。それはなぜかと言うと、活性炭でというか、炭を入れれば良いのです。要するに、みどり湖浄化でやっているでしょう、炭で。あれです。縁のある程度造って、沢的にはそれほど大きい沢ではないですし、先日のような大雨が降れば少し大変かもしれないけれども、一般的には。そうすると、今度は炭を大量に調達しなければいけない。年に1回くらいずつ交換できて、その活性もできるでしょう。そうすると、3部長が関係してくる。

○永井泰仁委員 今回の補正などをみると、総じてこの農集排の施設がよく処理ができていうことで、薬品と電気料というか、これがみんな減額になっていますが、よくなってきた要因と言うか、それはどのようなことが要因でなっているのですか。

○浄化センター所長 動力費につきましての70万円減ですか、それについては、先ほど言ったとおり、いろいろの機械類ですが、それをタイマー運転に切り替えて使用量が節減できたということがございます。水処理薬品費については、いわゆる注入率、滅菌のものを少し下げたり、こまめに水質を見ながら注入率を調節したということです。そして、汚泥とかそういうものについては、汚泥の発生が少なかったというようなことでございます。

○永井泰仁委員 良いですか、要望を。ようやく安定した処理ということを担当者もわかってきたと思うし、当初に比べればだいぶ減ってはきましたけれども、そういうことで、よく安定した処理で放流するという技術も職員同士でまた、後継者にもよく伝えて、効率的にやってもらえればと、このような要望で良いです。

○太田茂実委員 余談だけれど、浄化センターの植栽場所があるではないですか、植栽、浄化センターに。あの手入れをこまめにやっているのではなくて、環境委員会が何かがあるたびに、初めて草を刈ったような状態になっているのだけれど、わざとらしくていけない。これは、他所からも来るけれど、まことに良くないから、それだけ。

○浄化センター所長 それにつきましては、敷地が約3町歩、2.9ヘクタールくらいあるわけなのですが、草とかそういうものについては、主に年2回くらいやっておりまして、そして、木のせん定とかそういうものについては、年1回くらいで、その都度見ながらやっていくことにしたいと思います。

○委員長 よろしいでしょうか。では、平成20年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり認めるに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第35号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議員提出議案がありますので、そこまでやっていきたいと思います。議会12月第2号「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書につきまして、継続審議となっておりますので、審査を行いたいと思います。文書は、先ほど配付されておりますので、朗読は省略いたします。それでは、継続審議となっております意見について、皆さんの御意見を伺いたいと思いますが、その前に、事務局から他の状況だとか、あるいは県の取り組みだとか、そういったことがありましたら、説明をお願いしたいと思います。

○議会事務局 資料を配らせていただきたいと思います。

○委員長 はい。

○議会事務局 今、あとでお配りしたもののなのですけれども、これは、1月20、21日に中野市で開催されました長野県の市議会議長会の総会に長野市議会から提案されたものでございまして、この議長会の総会においてこれが可決されて、この議案は各関係機関へ提出されているということで、内容的にはほとんど同じであります。そのような状況であります。以上です。

○委員長 わかりました。そういう事務局からの状況でございますが、いかがなものでしょうか。

○森川雄三委員 これは同じものならば、このまま県でやらせてもらえば良いのではないですか、お二人いるけれど。

○中村努委員 こういう場合、もうそういうことであれば、取り下げということはできるのですか。

○森川雄三委員 取り下げと言うか、もう良いではないですか、継続にしておけば、それで流れれば、それで流れたほうがきれいですよ。

○委員長 今、そういうことで、継続というような意見がありますが、いかがなものでしょうか。議会2号。

○森川雄三委員 継続と言っても、どこかで切れる場合があるでしょう。毎回、継続になっていくのですか。

○議会事務局 これで継続にしておいて、これで解散になってしまいますけれどね。

○森川雄三委員 委員会がね、それで、流れるということですか。それで良いではないですか。

〔「審議未了になってしまう」の声あり〕

○中村努委員 それで良いのではないですか。

○議長 良いですか。議長会では、これを採決したのだけれど、ほかに3月議会でもどこか、出ている所はありますか。

○議会事務局 この3月ですか。この3月はまだ聞いてはいないですけれど。

○中村努委員 いつも全国市議会ニュースでしたか、あれに意見書が。全国市議会旬報という所でこの意見書が最多だったという結果が出ているのですけれど、これは12月にたぶん多く出されていると思うのですが、12月に出されてその結果、県内はどのような状態だったか。

○議会事務局 うちが一番最初に議会に入ったものですから、まだ審査前だったのです。その後の様子はまだ聞いていないです、どうなったとかいうものは。

○中村努委員 12月も。

○議会事務局 はい。議長会の総会の資料が来た時に、それを見ていたら、ちょうどこれがあつたものですから、確認してみたのですけれど、全く同じものが可決されて、各関係機関へ出すというものですから、今回、これを提出させていただいたのですけれど。

○白木俊嗣委員 取り下げてもらえば、良いではないですか。

○森川雄三委員 取り下げでなくても良いではないですか、継続にしておけば、取り下げなど、できますか。

○白木俊嗣委員 できる。

○委員長 提出者は公明党になるのですか、これは。この2人になるのですよね。

○森川雄三委員 継続しておけば、この5月で委員会が新しくなるから、自然と審議未了で、自然消滅する。私はそう思います。

○委員長 そういう意見がございますが、いかがでしょうか。

○永井泰仁委員 取り下げの手続きが可能か、暫時休憩で調べてもらったらどうですか。全く文章的にも同じ内容ですし、審議未了というのも不親切な気がするし。

○委員長 提出者はどうですか。

○中村努委員 提案者の賛同者としてですけれども、内容がダブるようであれば、塩尻市議会から出してもあまり意味がないと思いますので、取り下げが可能ならば取り下げても良いですし、継続なら継続でも良いですけれど。

○委員長 今、調べておりますので、もうしばらく。では、暫時休憩いたします。

午後 2時41分 休憩

午後 2時42分 再開

○委員長 良いですか。はい。

○議会事務局 1回議題になっているものですから、取り下げはできます。また、本会議の口上はこちらのほうで考えますので、もし、提案者がもう取り下げるといふことになれば、そのような形にしたいと思います。

○委員長 では、良いですか、その辺は、提案者として。

○中村努委員 市議会議長会で同様なものがもう提出済みなので、当初の目的は達成できましたので、取り下げたいと思います。

○委員長 異議ありませんね。

提案者がそれを出せば良いわけです。だから、ここにかけたことは、なしにするわけですから、結局。提出者からそういう発言があったから。

○永井泰仁委員 提案理由を説明して継続になっていたから、その間にこちらからあったから、取り下げると。

○議会事務局 少し調べてもらったのですけれど、趣旨採択にして、もう各関係機関へ行っておりますので、意見書は出さないという方法があるということです。そういうことです。

〔「そのほうが良い」の声あり〕

○委員長 良いですか、では、趣旨採択として意見書を出さないという形で意見をまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「提出者はいいいのか」の声あり〕

○委員長 出たからには、委員会としての見解を出さなければいけないでしょう。取り下げるのは、提案者の自由になるのでしょうか、結果的には。違いますか。

○中村努委員 処理方法があちこちしているもので、私の言うこともころころ変わって申し訳ないですが、そういう方法があるのであれば、そういう形をお願いします。

○委員長 よろしいですか、そういう形で。では、そういうことです。

〔「趣旨採択で意見書は出さないと皆さんに確認をとってください」の声あり〕

○委員長 趣旨採択をする、意見書は出さないとということでよろしいですね。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 いいですね。

継続審査の申し出

○経済事業部長 継続審査のお願いを申しあげます。経済、建設及び水道の各事業に関しまして、閉会中の継続審査をお願いするものでございますので、よろしく願いいたします。

理事者あいさつ

○委員長 理事者からあいさつがあれば、お願いいたします。

○副市長 きのうちから2日間にわたりまして慎重な御審議をいただきまして、それぞれ原案のとおりお認めをいただきまして、ありがとうございました。こういう経済状況でございますので、また、経済建設委員の皆様方には、何かと多面にわたりまして御指導賜らなければいけないと思います。私どもも、一所懸命、市の振興のために頑張りたいと思いますので、今後ともよろしく御指導賜りますようお願い申し上げまして、御礼のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長 それでは、以上をもちまして3月定例会経済建設委員会を閉会といたします。御苦労様でした。

午後 4時 3分 閉会

平成21年3月11日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

経済建設委員会委員長 五味 東條 印